

第 1 期 中 期 目 標 期 間
事 業 報 告 書

自 平成 1 6 年 4 月 1 日
至 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

独立行政法人 日本学生支援機構

***** 目 次 *****

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. はじめに	1
2. 基本情報	3

第一期中期目標・中期計画業務実績

序文	7
----	---

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の効率化	
(1) 一般管理費等の削減	8
(2) 外部委託等の推進	11
(3) 業務・システムの最適化	17
2 組織の効率化	
(1) 適切な組織体制の構築等	17
(2) 適切な人事管理	22
3 評価	
(1) 評価マニュアルの策定	25
(2) 自己評価・分析の実施	25
(3) 外部評価の実施	26

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項	
(1) 透明性及び公平性の確保	27
(2) 広報活動の充実	29
(3) 情報公開の推進	32
2 学資の貸与その他援助	
(1) 情報提供の充実	34
(2) 諸手続きの改善、効率化	35
(3) 回収率の向上	36
(4) 機関保証制度の導入	44
(5) 適切な適格認定の実施	47
(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用	48
3 留学生への学資の支給その他援助	
(1) 留学生の質の確保への留意	49
(2) 諸手続きの改善、効率化	50
(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化	51
(4) 私費留学生に対する支援	52
(5) 医療費補助の見直	52
4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等	
(1) 計画的な施設整備	53
(2) 入居者に対するサービスの向上等	54
(3) 留学生宿舍建設等への助成	58
5 日本留学試験の実施	
(1) 試験の質の向上等	60
(2) 利活用の拡大	61
6 日本語予備教育の実施	
(1) 教育内容等の改善	62
(2) 日本理解の促進	66

7 留学生交流推進事業	
(1) 留学情報提供・相談機能の強化	67
(2) 国際的なセミナー等の開催	73
(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実	74
8 大学等が学生等に対して行う相談指導業務に関する研修及び情報提供	
(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実	75
(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実	83
9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	
(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施	89
(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施	91
(3) 心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究の実施	91
10 その他附帯業務	
(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施	94
(2) 学生等の旅客運賃割引証に関する業務	95
(3) 寄附金事業の実施	95
III 予算、収支計画及び資金計画	
(1) 収入の確保等	96
(2) 業務における固定経費の削減	98
(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施	101
(4) リスク管理債権の割合の抑制	103
(5) 予算	105
(6) 収支計画	106
(7) 資金計画	106
IV 短期借入金の限度額	106
V 重要な財産の処分等に関する計画	106
VI 剰余金の使途	107
VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	
1 施設及び設備に関する計画	107
2 人事に関する計画	
(1) 方針	108
(2) 人事に係る指標	110
(3) 専門性の強化、人材の育成	111
別紙1	113
別紙2	114
別紙3	115

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的として、平成16年4月に設立されました。本事業報告書は、機構の第一期中期目標期間（平成16年4月1日～平成21年3月31日）の終了に伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条に定める、中期目標に係る業務の実績に関する評価を受けるに当たって必要となる機構の業務実績を報告するものです。

第一期中期目標期間においては、五つの法人が統合されたことのメリットを最大限に生かし、サービスの向上、事業の透明化、各業務の一層の重点化や効率化を図り、効果的に学生支援サービスを提供できるよう、組織を挙げて取り組んでまいりました。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により大学等で学ぶことができるようにとの理念に基づき事業を展開してきました。第一種奨学金については、平成16年度に優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度を創設するとともに、平成17年度以降の入学者から高等学校及び専修学校高等課程に係る第一種奨学金について都道府県に移管し、大学・大学院・専修学校専門課程・高等専門学校のみを貸与対象とすることとなりました。第二種奨学金については、平成16年度には512,727人であった貸与人員を平成20年度には750,298人とする等、毎年度貸与人員を増加させたほか、平成16年度に海外の大学等に留学する者を貸与対象とする制度を創設しました。また、平成18年度には短期の留学者を貸与対象とする制度を創設する等、学生のニーズに応じた制度となるよう改善を図ってきたところです。

奨学金の申込み及び各学校からの推薦に関しては、インターネットによる手続を促進することにより早期交付を図るとともに、貸与中に実施する適格認定についても電子化を図りました。従来、人的保証のみであった保証制度については、平成16年度に機関保証制度を創設する等、利用者の利便性向上に努めてきたところです。

一方、奨学金の原資となる返還金については、事業規模の拡大とともに増加する延滞債権額を抑制すべく、民間の債権回収業者への回収業務委託を平成17年度より実施するとともに、悪質な延滞者に対しては法的措置の徹底を図ることにより、回収強化に努めています。

この他にも平成 20 年 6 月に「奨学金の返還促進に関する有識者会議」により取りまとめられた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において提案されている改善策に基づき、延滞債権発生を抑制する施策として、個人信用情報機関の活用、リレー口座加入時期の早期化等を実施し、更に、返還説明会への機構職員の派遣等を通じて、学校とのより一層の連携強化にも努めることとしています。

これらの諸施策を講じた結果、平成 20 年度には新規返還者に係る返還率について、中期計画に掲げていた 95%を超える 96.3%を達成しました。

留学生支援事業においては、外国人留学生が経済的に安定した状態で勉学に励むことができる環境を作るため、私費外国人留学生学習奨励費(奨学金)の支給を行うなどの支援を実施しています。また、国内及び海外の大学等への留学に関する情報を収集・整理し、留学情報提供等の推進に努めています。日本の大学(学部)等に入学を希望する外国人学生を対象に「日本留学試験」を実施し、受入れ大学等の留学生選抜に貢献しています。留学生寄宿舍については、全国に約 2,600 戸の国際交流会館等を設置し、日本の大学等で学ぶ留学生に提供しています。そのうち、東京国際交流館プラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成 18 年 12 月 22 日閣議決定)等を踏まえ、民間競争入札を導入し、平成 20 年度より市場化テストを実施しています。また、帰国外国人留学生に関するフォローアップに関しては、平成 19 年度にメールマガジンの発行を始め、帰国した外国人留学生のネットワークの充実に努めております。

学生生活支援事業においては、大学等が多種多様化する学生等に対して適切な教育・指導を行えるよう、各種研修事業として、大学等の学生支援担当教職員のスキルアップ等のために、関係機関と連携して、学生生活支援に係る研修会を実施しています。研修事業については、中期計画に掲げていた目標値を超える高い満足度を得るとともに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、研修事業の見直し・重点化を行いました。また、各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、学生支援に関する統計資料や白書等の様々な学生生活支援に関する情報の提供を行っています。障害学生の修学支援事業としては、障害学生の修学環境の整備・充実が図られるよう、関係機関と連携しつつ、障害学生の修学支援に関する調査研究を行い、情報提供を行っています。

第一期中期目標期間においては、中期目標、中期計画及び中期計画に基づく年度計画の達成の観点のみならず、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日

閣議決定)等の政府の改革方針や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、事業内容の検討・見直しを行ってきました。

例えば、行政改革推進本部が決定した「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日)や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成19年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成20年11月26日)における機関保証の妥当性の検証について毎年度評価を行うべきであるとの指摘を踏まえ、平成20年9月に外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」を設置し、「平成20年度機関保証制度検証委員会報告書」の取りまとめが行われ、今後、一層努力すべき事項や検討すべき事項の報告がされました。

平成21年4月から開始した第2期中期目標期間においても機構は、学生支援を先導する中核機関として、役職員一体となって公共的使命と社会的責任を自覚し、社会的信頼の維持と業務の公正性の確保に努めるとともに、常に法令等を遵守し、一層適切な業務遂行に努めてまいります。皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

法人の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています(独立行政法人日本学生支援機構法第3条参照)

業務内容

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法第3条の目的を達成するため、以下の主要な3事業を行っています。

(1) 奨学金貸与事業

経済的理由により修学の困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行っています。また、学生の多様なニーズに対応した奨学金制度の充実や申請手続の改善、奨学金に関する情報提供の充実、適切な回収を行っています。

(2) 留学生支援事業

留学生等に対する奨学金の給付・各種留学生交流プログラムの実施、留学生寄宿舍等の設置及び運営並びに留学生寄宿舍の設置者等への助成金の支給、日本留学試験等による入学手続の改善、日本語予備教育の実施、留学に関する情報の収集・提供等留学生の質の確保に向けて各種事業の充実を図っています。

(3) 学生生活支援事業

各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するため、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、情報の提供を行っています。また、各種研修事業等を通して大学等の学生サービスの充実を支援し、学生等の修学環境の整備方策に関する調査・研究など、各種事業の充実を図っています。

沿革

平成16年4月 日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、(財)日本国際教育協会、(財)内外学生センター、(財)国際学友会、(財)関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として設立。

〔旧法人の沿革〕

日本育英会

昭和18年10月 財団法人大日本育英会として創立

昭和19年4月 特殊法人大日本育英会として設立

昭和28年8月 日本育英会に名称変更

日本国際教育協会

昭和32年3月 財団法人として設立

内外学生センター

昭和20年3月 文部省内に文部大臣を会長とした動員学徒援護会設立

昭和20年7月 財団法人勤労学徒援護会として設立

昭和22年1月 財団法人学徒援護会に名称変更

平成元年4月 財団法人内外学生センターに名称変更

国際学友会

昭和10年12月 外務省の外郭団体として創立

昭和15年12月 財団法人国際学友会(内閣情報局所管)として設立

昭和20年8月 所管官庁が外務省に移管

昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管

関西国際学友会

昭和31年 6月 財団法人関西国際学友会（外務省所管）として設立

昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管

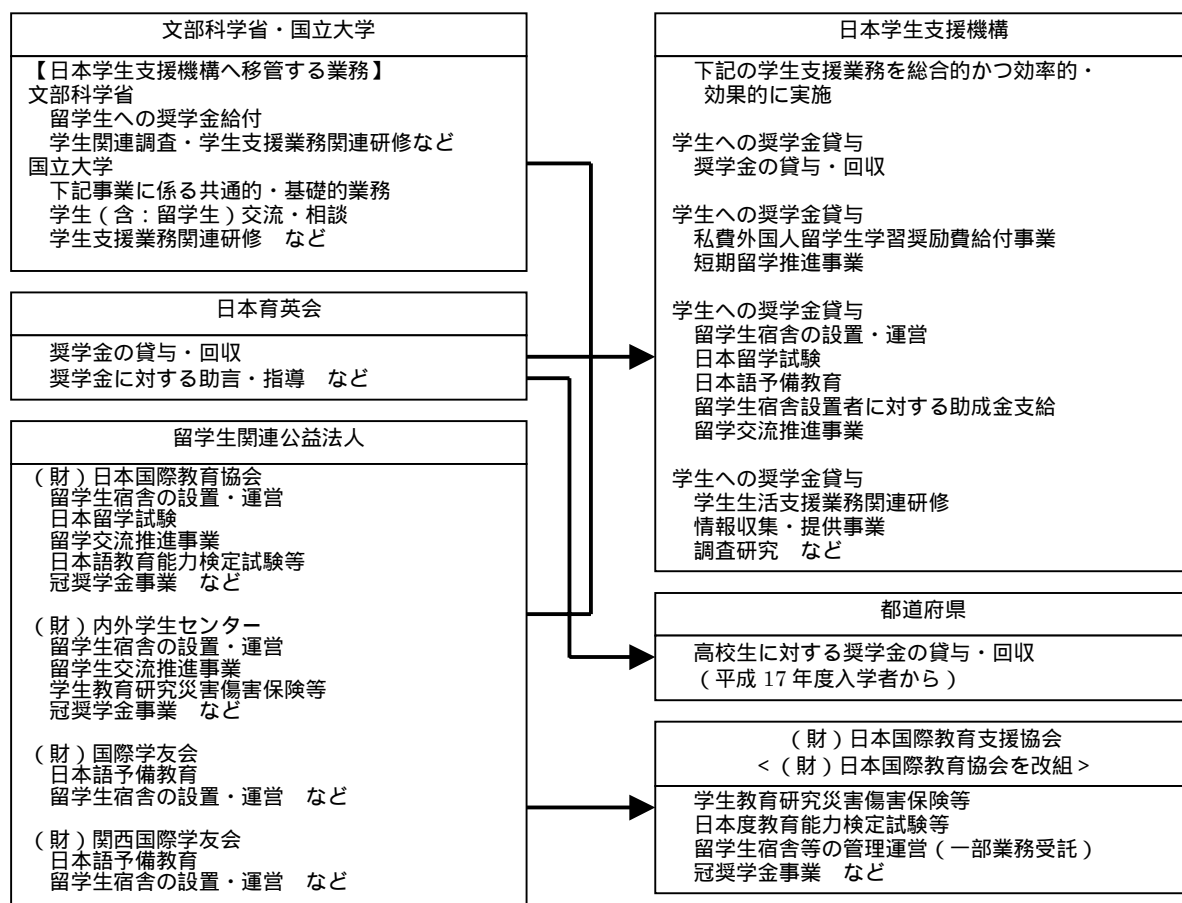
設立根拠法

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）

主務大臣（主務省所管課）

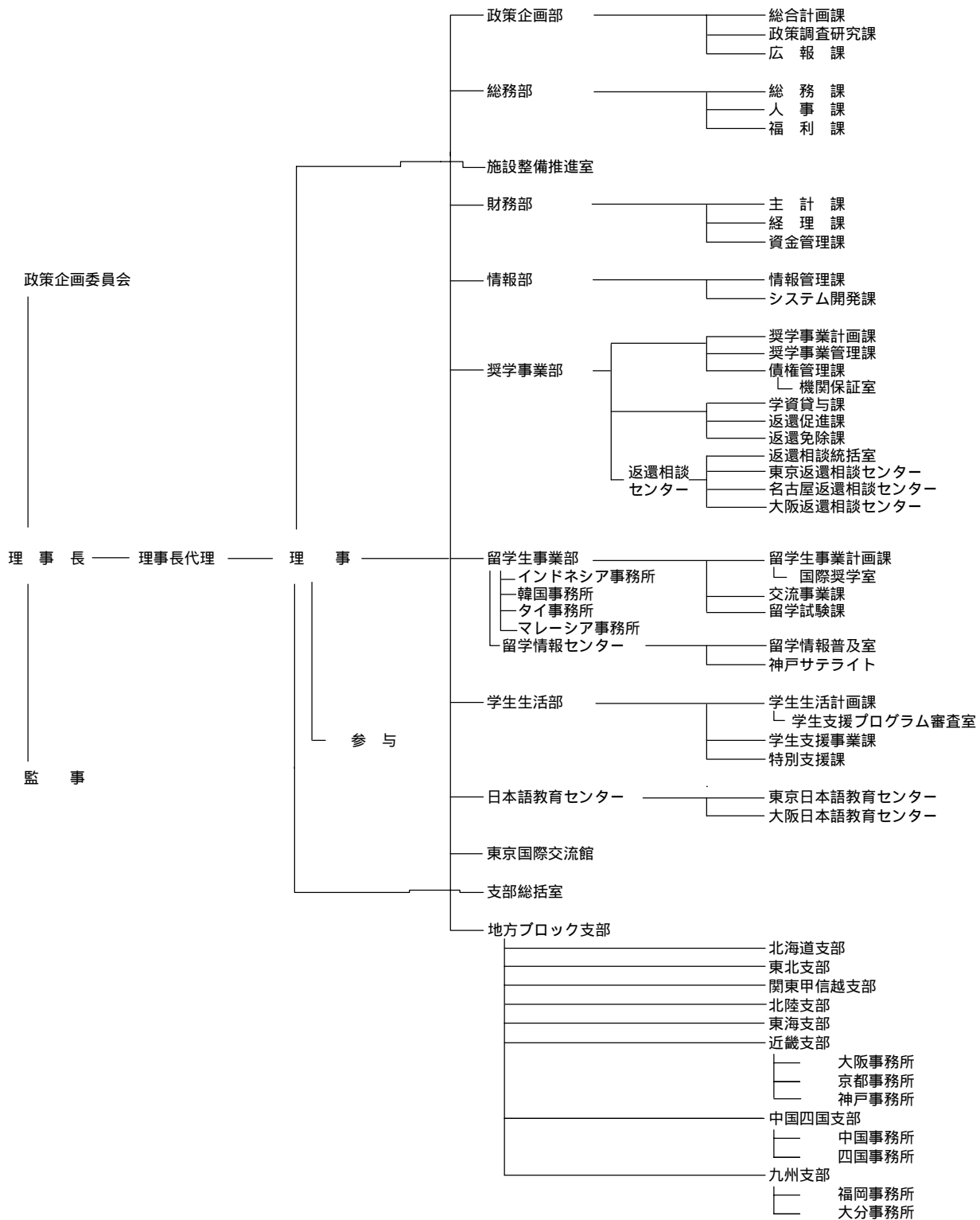
文部科学大臣（文部科学省高等教育局学生支援課）

独立行政法人日本学生支援機構設立の概要



は、本機構が承継した業務、 はそれ以外の業務

組織図 (平成21年3月31日現在)



職員数：452人
(平成21年3月末日)

第一期中期目標・中期計画業務実績

《中期目標》

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

進学率の上昇による学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）においては、多様な学生サービスや留学生に対する支援の充実により、次代を担う優れた人材を育成することが求められている。

このため、教育の重視と学生中心の大学等づくりや留学生施策における質の重視を進めつつ、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国における学生支援の中核機関として、（ ）学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、（ ）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（ ）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

以上を踏まえ、機構の中期目標を以下のとおりとする。

《中期計画》

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

(基本方針)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、大学等の共同利用的な機関となるよう適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、（ ）学資の貸与、（ ）留学生への学資の支給、（ ）留学生寄宿舍等の設置及び運営、（ ）日本留学試験の実施、（ ）日本語予備教育の実施、（ ）留学生交流推進事業、（ ）大学等が学生等に対して行う相談指導業務に関する研修及び情報収集、（ ）学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究、（ ）その他これらに附帯する業務を行う。

《中期目標》

中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。

業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その16%以上を、その他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、その9%以上を削減すること。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、併せて役職員の給与について給与体系の見直しを行うこと。

また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度3%程度以上の効率化に努めること。

《中期計画》

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その16%以上を、その他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、その9%以上を削減する。

なお、一般管理費及びその他事業費のうち、人件費（退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。）については「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとし、中期目標期間においては3%以上の人件費を削減する。

併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度 3% 程度以上の効率化に努める。

《実績》

業務の見直し、効率化等の状況

業務の効率化

光熱水費（電気、ガス、水道、灯油・重油等）について、冷暖房温度の調整等の実施、役職員の意識向上に努め経費削減を図った。

平成 16 年度	282,142 千円
平成 17 年度	279,737 千円
平成 18 年度	262,141 千円
平成 19 年度	219,895 千円
平成 20 年度	261,700 千円

（平成 16～20 年度実績比 20,442 千円減（ 7.2% ））

一般管理費（人件費を含む。）の削減状況

平成 16 年度	28 億 1,561 万円	
平成 17 年度	28 億 2,133 万円	
平成 18 年度	27 億 7,806 万円	
平成 19 年度	27 億 7,532 万円	
平成 20 年度	26 億 6,818 万円	対平成 15 年度(▲18.6%)

（参考）平成 15 年度 32 億 78 百万円（予算）

その他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）の削減状況

平成 16 年度	178 億 7,955 万円	
平成 17 年度	178 億 8,391 万円	
平成 18 年度	174 億 7,085 万円	
平成 19 年度	168 億 6,079 万円	
平成 20 年度	150 億 5,507 万円	対平成 15 年度(▲21.2%)

（参考）平成 15 年度 191 億 16 百万円（予算）

人件費（退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。）の削減状況

平成 17 年度	42 億 5350 万円	
平成 18 年度	41 億 593 万円	対前年度 (3.5%▲)
平成 19 年度	38 億 3579 万円	対前年度 (6.6%▲)
平成 20 年度	35 億 5491 万円	対前年度 (7.3%▲)
		対平成 17 年度 (16.4%▲)

平成 20 年度実績額のうち、平成 19 年度人事院勧告を踏まえた給与改定分 5,200 万円は除く。

(参 考)

- ・平成 17 年度実績額 42 億 5,350 万円
- ・中期計画期間終了時 (平成 20 年度) の目標額 : 41 億 2,600 万円

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し

国家公務員に準拠し、給与体系の見直しを行った。俸給表の水準を全体として平均 4.8%引き下げるとともに、11 級制を 10 級制に改定した。また、俸給表の号俸を 4 分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、勤務実績に応じた昇給制度の導入や勤勉手当への実績反映など、勤務実績の給与への反映に向け積極的に取り組んだ。役職手当について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務、職責を反映できるよう、定率制から俸給表別、職務の級別の定額制とした。地域間給与配分の見直しとして調整手当に替えて地域手当を新設したほか、広域に渡る異動を行う職員に対し、異動距離に応じ支給する広域異動手当を新設した。役員の俸給についての基準を見直した。新たな人事評価制度の施行については、現在国家公務員で試行されている新たな人事評価制度の本格的な導入に合わせて導入することとし、当該制度への円滑な移行準備と試行のため、国における人事制度に係る研修等に参加した。

貸与費に占める事務経費の割合の増減 (対前年度)

事業年度	事務経費 (億円) (A)	貸与金 (億円) (B)	A/B (%)	増減 の 割合 (%)
16	55	6,842	0.8	▲ 5.9
17	53	7,419	0.71	▲ 11.3
18	53	7,809	0.68	▲ 4.2
19	51	8,215	0.62	▲ 8.8
20	51	9,013	0.57	▲ 8.1

(参 考) 平成 15 年度 事務経費 49 億円 (A) 貸与金 5,790 億円 (B) A/B 0.85%

返還金の確保等の状況 (当年度分回収率・滞納分回収率)

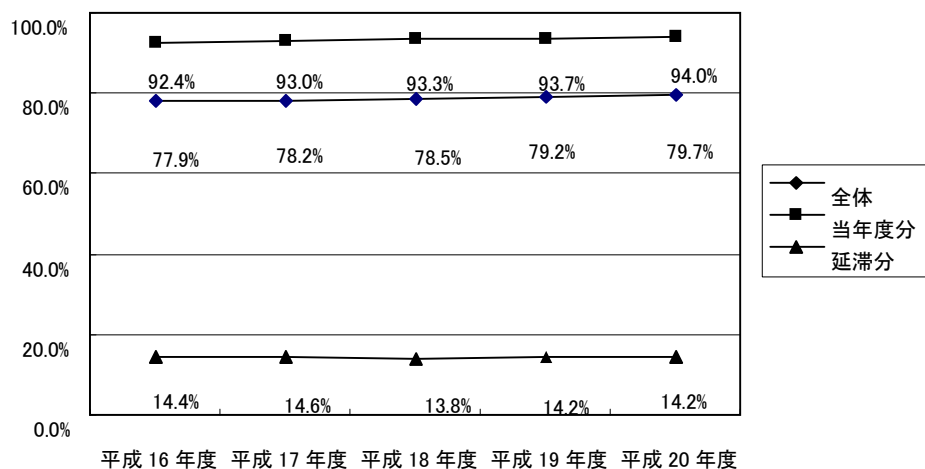
返還金の確保の状況は、次のとおりであった。

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第一種返還金	1,531億円	1,600億円	1,632億円	1,706億円	1,777億円
第二種返還金	806億円	1,048億円	1,252億円	1,500億円	1,790億円

(参考) 平成15年度 第一種返還金 1,427億円 第二種返還金 759億円

全体、当年度分、延滞分の回収率の状況

全体、当年度分、延滞分の回収率の状況は、次のとおりであった。



(参考) 平成15年度 全体 78.5%、当年度分 92.4%、延滞分 17.4%

《中期目標》

(2) 外部委託等の推進

業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託等の推進を図ること。

特に留学生宿舍の管理運営については、外部委託により、運営の効率化を図ること。

《中期計画》

(2) 外部委託等の推進

学資金貸与事業について

学資金貸与業務・返還金回収業務については、本部一元化、集中処理や、その他業務のより効率的・効果的实施に資する電算処理の改善・改修を計画的に推進するとともに、単純大量業務を中心に費用対効果を分析した上で、外部委託を進める。

特に返還金回収業務においては、中期目標期間中に、リレー口座(口座振替)加入率の

改善や請求の早期化・充実を実現するため、外部委託による電話督促等の計画的拡大（平成 15 年度実績以上）を推進し、リレー口座加入率については新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。

《実績》

本部一元化、集中処理状況

- ・ 平成 17 年 4 月に奨学部と返還部の業務の連携強化や学資金貸与事業の計画策定機能・総合調整機能の強化を図るために「奨学事業推進室」を設置し、奨学金貸与事業の効率的、効果的な実施を促進するため、奨学部と返還部の統合を含めた奨学部、返還部の業務量の調査・分析を行うとともに、業務の見直しや効率的な業務の実施体制の検討を行った。
- ・ 平成 18 年 4 月に「奨学部」と「返還部」を統合して、新たに「奨学事業部」を設置し、事業の円滑な実施と貸与から返還まで一貫した効率的・効果的な業務運営体制を構築した。
- ・ 平成 19 年 4 月に奨学金回収強化のための体制整備の観点から、「奨学事業相談センター」の機能見直しを図り、「奨学事業相談センター」を「返還相談センター」に改称するとともに、センターを奨学事業部に統合し、合理的、効率的・効果的な業務運営体制を構築した。（ -2-(1) 適切な組織体制の構築等 組織の見直し状況実績）

業務のより効率的・効果的な実施に資する電算処理の改善・改修状況

- ・ 学生等の奨学金申込みに係る諸手続きの簡略化、利便性を図る観点から、スカラネット入力項目の削減を行った。
- ・ 大学等の事務負担の軽減を図る観点から、従前から一覧表形式の紙で管理していた満期予定者名簿を電子データ化し提供することで、各大学等ではデータ加工などが行えるよう管理方法の改善も合わせて図った。（ -2-(2) 諸手続きの改善・効率化）
- ・ 平成 16 年度に、中期計画期間中の保証機関が行う主要業務（ ）保証審査管理、（ ）保証料・保証残高管理、（ ）保証履行管理及び（ ）計数管理に係る「保証料等管理システム」、（ ）求償権回収管理に係る「求償権管理システム」を開発し、及びその制度変更に伴う追加・変更を円滑に処理した。（ -2-(4) 機関保証制度の導入電算プログラムの開発・処理状況）

学資金貸与業務に係る外部委託の実施状況

- ・ 平成 16 年度当初は、単純大量業務として、在学採用に係る奨学金申込者及び貸与終了予定者から各学校を通じて提出される大量な書類（確認書・返還誓約書）の点検作業、採用決定後初回奨学金が交付される前の限られた期間に、各学校に到着させる必要のある書類（奨学生証等）の発送作業について、外部委託による効率的・効果的な

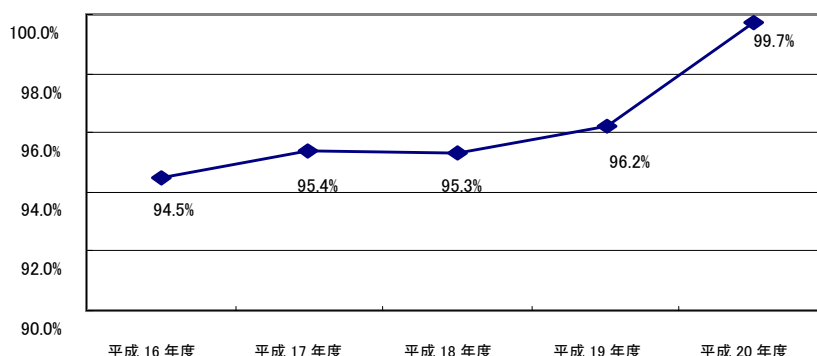
実施を図った。

- ・ 平成 17 年度以降は、当初の単純大量業務に加え、予約採用申込者から提出される大量な書類の点検作業、また、年度初めに集中する各学校からの送付物の分類及び整理、平成 16 年度に創設した大学院の優れた業績免除制度が平成 18 年度に修士課程の完成年度となることに伴う業績を証明する書類の仕分け及び点検、更に返還促進に向けた新たな施策に関連した追加書類、諸規程に基いた早期の照合作業など、外部委託による業務の効率的・効果的な実施を順次図った。
- ・ 平成 19 年度から、返還誓約書に添付する書類（本人の住民票・リレー口座加入申込書）の提出状況についての点検作業及び確認書の照合作業、また、平成 20 年度は新たに、奨学金申込者数・適格者数報告書の入力作業の外部委託と FAX による振込口座照会及び年度途中異動者に係る返還誓約書の点検作業について、外部委託による効果的・効率的な実施を図った。

返還金回収業務に係る外部委託の実施状況

- ・ リレー口座振替不能者への返還督促架電、リレー口座未加入者に対する加入督促架電、更に延滞 9 月及び 12 月の未入金者への請求書送付に合わせた返還督促架電など要返還者数の増に対応する効果的な外部委託の実施により、リレー口座加入率の改善、請求の早期化、電話督促等を計画的に拡大、推進した。
- ・ また、従来は請求書送付のみの場合と請求書送付後の未入金者へ返還督促架電を実施した場合との比較、返還者が比較的在宅していると考えられる土・日曜日に架電をした場合としない場合の比較など、今後の返還促進の施策に必要な分析を実施しつつ、外部委託を進めた。
- ・ 法的手続きの拡大に対応するため、支払督促申立予告書発送後応答のない者に対して、派遣職員を活用した申立移行前の督促架電を実施し、債権回収額の増加につなげることができた。
- ・ 平成 17 年度から債権回収の委託を試験的に実施し、回収の効果について、機構が実施した場合との費用対効果の比較を継続して検証した。更に平成 19 年度においては、シンクタンクに依頼した回収委託に係る費用対効果の調査・分析を踏まえ、債権回収委託を拡大した。
- ・ 平成 20 年度は、新たに派遣職員を活用し、支払督促申立等の法的処理に係る返還督促架電を夜間実施した。

新規返還開始者のリレー口座加入率



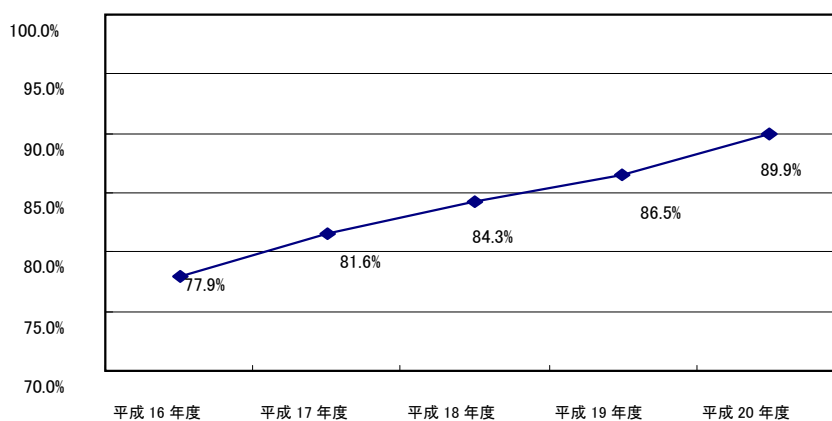
(参考) 平成 15 年度実績 91.9%

口座加入率 = 加入者数 / 要返還者数 (貸与終了年月が 3 月で、貸与終了理由が満期終了の者)

加入者および要返還者には猶予者・完了者・免除者は含まれない。

- ・ 新規満期者のうちリレー口座未加入者については、本人及び連帯保証人に対して加入督促通知を送付し、その後なお未加入の者に対しては、外部委託による加入督促架電を実施した。
- ・ 口座未加入者の延滞者に対しては、加入及び返還督促架電を実施した。
- ・ 平成 19 年度においては、平成 20 年 3 月満期者のリレー口座加入時期について、在学中の返還誓約書提出時に合わせて提出させることにより早期化を図った。

全体のリレー口座加入率



(参考) 平成 15 年度実績 75.2%

口座加入率 = 加入者数 / 要返還者数

口座任意加入対象者で延滞 3 月以上の者は、リレー口座加入不可のため要返還者が

ら除いている。

○ 未加入者に対する加入督促架電状況

未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を実施した。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
37,602件	40,996件	58,935件	79,629件	131,986件	13,485件

平成20年3月満期者からリレー口座登録時期を早期化したことにより、口座未加入者が大幅に減少した結果、加入督促架電の実施件数も大幅に減少した

○ リレー口座未加入の延滞者(未入金者)に対する加入・返還督促架電実施状況

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
11,467件	69,327件	52,608件	56,795件	48,905件	57,706件

《中期計画》

留学生寄宿舎等の管理運営について

機構が整備・保有する留学生寄宿舎等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。

《実績》

管理運営委託の状況

国際交流会館等の管理運営は、豊富なノウハウと利用者の特性に応じた、サービスの質の確保などにおいて実績のある財団法人日本国際教育支援協会に委託してきた。

平成18年度から警備業務及び清掃業務については、一般競争(一部随意契約)を導入し、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)を踏まえ、平成19年度に広島国際交流会館を対象に、交流会館の管理運営業務の市場化テストに向けて民間競争入札を実施し、平成20年度から市場化テストを実施した。また、大阪第二国際交流会館については、21年度からの市場化テストの実施の準備を完了した。

	収入	支出	収入-支出
平成16年度	1,147,192千円	1,636,839千円	489,647千円
平成17年度	1,215,142千円	1,646,316千円	431,174千円
平成18年度	1,156,535千円	1,555,765千円	399,230千円
平成19年度	1,113,740千円	1,451,352千円	337,612千円
平成20年度	1,112,781千円	1,547,677千円	434,896千円

役務契約等の見直し状況

管理運営委託費の更なる削減を図るため、財団法人日本国際教育支援協会に委託している管理運営業務の見直しを行い、役務業務(寝具リース・クリーニング業務等)についても削減を図るため次のことを行った。

- ・管理運営業務の見直し
- ・価格調査の実施

また、その他の役務業務(東京国際交流館の設備管理・廃棄物処理業務)についても、引き続き競争入札を実施した。

固定費の削減率

国際交流会館等の管理運営に係る固定費(清掃、警備、施設運転・洗浄等維持、植栽管理、廃棄物処理等の業務をいう。)の対前年度削減率は、平成16年度4.5%、平成17年度1.1%、平成18年度2.1%、平成19年度6.4%、平成20年度2.9%となった。

平成16年度	373,454千円	前年度比	4.5%減
平成17年度	369,368千円	前年度比	1.1%減
平成18年度	361,770千円	前年度比	2.1%減
平成19年度	338,738千円	前年度比	6.4%減
平成20年度	323,629千円	前年度比	2.9%減

(参考 平成15年度 391,197千円)

市場化テストの実施状況

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、市場化テスト評価委員会及び官民競争入札等監理委員会の審議を経て19年度には広島国際交流会館、20年度には大阪第二国際交流会館の市場化テスト準備を完了し、入札を経て受託者を選定した。また、決定した受託者の業務実施状況について、確認及び監督を行う体制を確立した。

< 広島国際交流会館 >

入札の結果(応札:3者)

- ・入札日 平成20年2月25日(月)13:00~
- ・場所 広島国際交流会館 会議室
- ・落札者 広島国際交流会館管理・運營業務共同体
- ・入札価格 63,531,432円

< 大阪第二国際交流会館 >

入札の結果(応札:3者)

- ・入札日 平成 21 年 2 月 26 日(木) 11:00 ~
- ・場所 大阪第二国際交流会館 4 階談話コーナー兼会議室
- ・落札者 大阪第二国際交流会館管理・運營業務共同事業体
- ・入札価格 ; 60,363,000 円

《中期目標》

(3) 業務・システムの最適化

奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成 19 年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表すること。

《中期計画》

(3) 業務・システムの最適化

奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成 19 年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表する。

《実績》

「奨学金業務・システム最適化計画」を策定し、平成 20 年 3 月に公表したうえで、業務・システム最適化促進委員会等を設置し、推進体制の整備を行った。また、具体的な業務分析、技術調査を行うための業者を選定し、次期奨学金業務システム導入計画の作成に着手した。

(最適化の実施により、年間約 1.3 億円(試算値)の削減を見込んでいる)

《中期目標》

2 組織の効率化

適切な組織体制の構築等

業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、適切かつ柔軟な組織体制の構築及び職員配置を図ること。

また、地方支部で実施する業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、効率化・体系化を図ること。

《中期計画》

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

理事長の下に政策的、専門的、実務的観点から提言を行う「政策企画委員会」を設置する。また、広範多岐に渉る業務を機動的、総合的に掌理するために、企画・総合調整、業績の評価・分析、情報公開、危機管理対応等の機能を特に充実する。

《実績》

平成 16 年 4 月組織運営規程第 5 条に基づき設置された「政策企画委員会」において、機構の業務全般にわたり各委員から政策的、専門的、実務的観点からの提言をいただいた。

平成 16 年度～20 年度計 11 回開催

平成 16 年 11 月 2 日	学生支援をめぐる諸課題
平成 17 年 2 月 3 日	(1) 学資金貸与事業について
	(2) 留学生事業について
平成 17 年 5 月 31 日	学資金貸与事業及び留学生事業に関する意見について
平成 17 年 11 月 14 日	(1) 学資金貸与事業に関する意見(案)について
	(2) 学生生活支援の今後の方向性について
平成 18 年 4 月 12 日	留学生交流について
平成 18 年 9 月 14 日	(1) 平成 19 年度概算要求について
	(2) 日本学生支援機構が行う留学生支援事業に関する意見(案)について
	(3) 学生生活支援事業について
平成 19 年 2 月 14 日	(1) 日本学生支援機構の平成 19 年度予算及び独立行政法人等の見直しについて
	(2) 学生生活支援事業について
平成 19 年 6 月 22 日	学生生活支援事業について
平成 19 年 12 月 4 日	日本学生支援機構が行う学生生活支援事業に関する意見について
平成 20 年 3 月 19 日	(1) 日本学生支援機構が行う学生生活支援事業に関する意見について
	(2) 日本学生支援機構の平成 20 年度予算案等について
	(3) 日本学生支援機構が行う 3 事業に関する意見の取組み状況について
平成 20 年 12 月 19 日	(1) 独立行政法人日本学生支援機構の概要について
	(2) 独立行政法人日本学生支援機構中期計画(案)について

危機管理対応の機能の充実のため「機構役職員の緊急連絡網」を毎年度、人事異動等必要に応じて整備した。

平成 17 年 4 月設置された政策企画部において、機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案、中期計画・年度計画、評価・分析、監査、法規、調査研究、事業の開発実施、広報、情報公開・個人情報保護、コンプライアンスの推進等の機能を一元的、総合的に掌理し、機構の広範多岐にわたる業務を機動的、効率的に推進することとし、関係各機関との連絡調整に迅速に対応するなど、機能的にその役割を果たした。

《中期計画》

本部においては、その機能を企画・立案及び管理的機能に重点化し、業務処理の電算化、費用対効果をベースとした外部委託の推進等により合理的、効率的・効果的業務管理を進め、職員の計画的縮減を図る。

《実績》

平成 16 年度に、中期計画を確実に達成するために担当理事を主査とし参事役（各部次長）等で構成する「中期計画等実現のためのプロジェクトチーム」を設置し、その中で合理的・効率的な部課等の組織改編等を検討した。プロジェクトチーム作業として人員及び予算減を達成するために主要な事業（奨学部・返還部・留学生事業部等）において業務実態調査を行い、業務内容・人員配置を分析、より合理化・効率化を図るために企画立案機能を強化、組織統合を含め、平成 17 年 4 月改編に向けた組織編成案を策定した。

平成 17 年 4 月設置された政策企画部において、機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案、中期計画・年度計画、評価・分析、監査、法規、調査研究、事業の開発実施、広報、情報公開・個人情報保護、コンプライアンスの推進等の機能を一元的、総合的に掌理し、機構の広範多岐にわたる業務を機動的、効率的に推進することとし、関係各機関との連絡調整に迅速に対応するなど、機能的にその役割を果たした。（2 組織の効率化（1）適切な組織体制の構築等 再掲）

平成 17 年 4 月に奨学部と返還部の業務の連携強化や奨学金貸与事業の計画策定機能・総合調整機能の強化を図るために「奨学事業推進室」を設置し、奨学金貸与事業の効率的、効果的な実施を促進するため、奨学部と返還部の統合を含めた奨学部、返還部の業務量の調査・分析を行うとともに、業務の見直しや効率的な業務の実施体制の検討を行った。

平成 18 年 4 月に「奨学部」と「返還部」を統合して、新たに「奨学事業部」を設置し、

事業の円滑な実施と貸与から返還まで一貫した効率的・効果的な業務運営体制を構築した。

平成 18 年 10 月に返還請求・返還指導に係る業務をより効率的に実施するため、「返還促進第一課」と「返還促進第二課」を統合して「返還促進課」を設置し、ナビダイヤルに係る応答率等返還支援及び派遣職員の管理・指導を集約して行う「返還支援室」を設置した。また、「債権管理課」を業務運営部門から企画担当部門に、「機関保証室」を「奨学事業管理課」から「債権管理課」に移設した。

平成 19 年 4 月に奨学金回収強化のための体制整備の観点から、「奨学事業相談センター」の機能見直しを図り、「奨学事業相談センター」を「返還相談センター」に改称するとともに、センターを奨学事業部に統合し、合理的、効率的・効果的な業務運営体制を構築した。

平成 20 年 12 月に貸与業務に係る情報共有や統一的な事務取扱いを円滑に行い、効率的な業務遂行に資するため、従来の「学資貸与第一課」と「学資貸与第二課」を統合し、1 課体制として「学資貸与課」を設置した。

人員の抑制を図るため、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。（ -2-（2）人事に係る指標）

役員数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
7	7	7	7	7

常勤職員数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
532	533	505	485	452

（毎年度末3月現在）

《中期計画》

旧 5 法人の管理部門を一元化するとともに、留学生等支援を始めとした事業部門を集約し、機動的な業務運営を行うとともに、これまでのノウハウを共有し、業務の効率化を進める。

《実績》

平成 16 年度の機構発足と同時に旧 5 法人の管理部門を一元化した。また、留学生等支援を始めとした事業部門を集約し、留学生事業部を設置した。

平成 17 年 4 月に留学生事業に関する重要な施策の一元的な企画立案や総合調整機能の強化を図るため、「留学情報センター」を「留学生事業部」に統合した。

留学生事業部交流基盤課が掌理していた留学生宿舎に関する事業について、より一層、業務の効率化を促進し、重点化を図るために、当該業務全般を平成 18 年 1 月に設置された「支部総括室」に移管し、その体制の下で留学生寄宿舍等の整備及び管理運営方法の見直しについて統括的な運営を行うなど、支部と密接に連携しつつ効率的に留学生宿舎事業を実施した。

《中期計画》

大学等における学生相談・指導業務の充実に資するため、研修事業、並びに様々な学生支援に関する情報の収集・提供を効率的に行う事務組織を整備する。

《実績》

平成 16 年 4 月に学生生活部を設置した。また、学生生活支援事業を効率的・効果的に実施する上で、移管事業及び新規事業の総括・整理や方向性の明確化を図るため、平成 16 年 12 月に「学生生活部の事業のあり方（最終報告書）」を作成した。

平成 17 年 4 月に学生生活部において、5 課体制から 3 課体制に組織改編するとともに、新規事業の企画立案機能の強化のため「学生生活計画課」の機能充実に図り、学生生活支援事業をより一層効率的・効果的に実施した。

平成 18 年 4 月に、それまで政策企画部に置かれていた「特別支援課」を「学生生活部」に移管して 4 課体制として、より総合的な学生生活支援業務の遂行を図った。これにより、障害学生の修学支援についても、他の学生生活支援業務とともに学生生活部において企画立案する業務として、その情報収集・提供を一元的に実施した。

学生生活部において、平成 18 年度まで実施していた体験ボランティアセミナー・学生ボランティア活動セミナーを廃止したことを踏まえ、平成 19 年 4 月に 4 課体制から 3 課体制に組織改編し、一層効率的・効果的な業務運営を図った。

全国学生指導研究集会と厚生補導研究協議会を統合し、全国学生指導研修会として実施するなど、学生生活支援事業について、事業内容を厳選して実施した。また、「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」において、第 2 期中期計画期間中の学生生活支援事業の見直し等についての審議のとりまとめを行った。

《中期計画》

一方、支部においては、大学等や地域のニーズ、実情に即したきめ細かな良質のサービスを提供する地域ブロック拠点としての機能の拡充を進めるため、適正な管理の下で支部に対して本部の権限の移譲を行う。

《実績》

平成 18 年 1 月から支部総括室を設置し、支部全体の業務の企画立案・将来計画の策定、各支部間及び支部と各部間の連携調整をより円滑に行うとともに、各支部予算の取りまとめや支部業務の進捗管理を総括することで、支部業務の効率的、効果的な実施を推進した。

支部総括室において、支部組織のブロック化を順次進め（12 支部 8 支部）、支部組織の効率化を図るとともに、支部における留学生交流事業及び学生生活支援事業の主体的な企画立案・実施や一部の支部における奨学金の回収に係る法的処理業務の実施など、本部権限の委譲を推進した。

平成 20 年度において、平成 21 年度より、奨学金の法的処理の抜本的強化を図るため、法的処理を中心とした奨学金回収業務について本部からの権限委譲を進めることとし、これを踏まえた支部のブロック化（8 支部 7 支部）について方向性をとりまとめた。また、支部総括室において、各支部間及び支部と各部等との間の連絡調整を行うとともに、各支部予算の取りまとめや支部業務の進捗管理を総括するなど、支部業務の効率的、効果的な実施を推進した。

《中期目標》

(2) 適切な人事管理

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図ること。

《中期計画》

(2) 適切な人事管理

明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。

これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。

《実績》

人事基本計画として、職員採用計画、人材育成計画、中期人件費管理計画、人事評価制度の実施計画を策定し、それぞれの計画において具体的に目標を定めた。

キャリアパスについては、人事基本計画をもとに平成 16 年度に基本パターンを設定し、それを踏まえて職員の適性・能力の伸長と責任ある管理職層の育成、確保を図るため、階層別研修を含む研修計画の体系的実施ほか、業務経験から管理職養成までのキャリア形成計画を実施した。

職員採用計画の策定及び実施状況

新規採用・中途採用等の合理的・効果的实施と機構の将来を担う人材と専門的な能力を有する人材の確保、また、人材派遣の活用による業務の効率化を図るとした、平成 16 年度策定の職員採用計画に基づき、幅広い分野層から年齢・学歴を問わずに募集を行い、新規学卒者を含む計画的な採用を行った。

また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係をはじめとする広範な分野において、経験者採用及び任期付採用等柔軟な採用を実施した。

なお、障害者の雇用促進の一環として積極的に障害者を採用した。

人材育成計画の策定及び実施状況

平成 16 年度に策定した人事育成計画（採用後の異動・適材適所配置方針、職員の専門性の強化及び育成に係る研修計画ならびに人事交流計画）に基づき、次のように実施した。

公正な人事評価の実施状況

- ・ 昇任選考

昇任基準を機構内 LAN を通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平で納得のいく昇任選考を行った。

- ・ 勤勉手当

6 月期及び 12 月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100 分の 20 の範囲内で増額又は減額して支給した。

職員研修計画の実施状況

- ・ 評価者研修

公正な人事評価の実施及び責任ある管理職層の育成・確保に資するため、管理職研修として評価者研修を実施した。

- ・ 階層別研修
 - 管理職研修
 - 管理職特別研修
 - 係長研修
 - 主任研修
 - 新職員研修
 - 出向者研修
- ・ 分野別研修

職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した。
- ・ 新たな人事評価制度の施行について

現在国家公務員で試行されている新たな人事評価制度の本格的な導入に合わせて導入することとし、当該制度への円滑な移行準備と試行のため、国における人事制度に係る研修等に参加した。

人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人等と積極的な人事交流を実施した。

【平成 16-20 年度人事交流の実施状況（延べ人数）】

- ・ 機構から他機関への出向者 286 名
- ・ 他機関から機構への出向者 388 名

女性幹部職員の登用状況

適材適所配置方針による幅広い人材活用の観点から、女性の登用に係る諸問題の分析を進め、女性職員を積極的に管理職員に登用したほか、管理職の前段階である課長補佐の登用・育成に努めた。全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境の実現を目指した、平成 20 年度策定の「ポジティブアクションプラン」を踏まえ、女性職員の人材育成等に取り組み、男女共同参画の推進に努めた。

(参考)管理職以上の女性職員の占める割合

平成16年度	79人中 7人 (8.9%)
平成17年度	86人中 7人 (8.1%)
平成18年度	92人中 9人 (9.8%)
平成19年度	81人中 12人 (14.8%)
平成20年度	70人中 9人 (12.9%)

《中期目標》

3 評価

業務の全般について、自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営等の見直しや改善を図ること。

《中期計画》

3 評価

(1) 評価マニュアルの策定

中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に評価し、その結果を業務の改善に活かすため、分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルを策定する。

そのため、分析・評価のそれぞれについて業務分野ごとの事項・観点・評価方法を定め、年度ごとに見直し改善する。

《実績》

平成 16 年度に、独立行政法人のしくみや、計画・実行・評価分析・改善のサイクル（PDCA サイクル）の説明及びそれに伴う「評価マニュアル」を策定し、平成 17 年度以降の各年度において改訂を行い、各部に提示した。

《中期計画》

(2) 自己評価・分析の実施

業務全般の適切な自己評価・分析を円滑に実施できるよう、事務組織等を整備し、自律的な評価・改善を図る。また、支部には公聴モニターの機能を持たせ、絶えず大学等や地域のニーズに即した業務の充実を図る。

《実績》

組織における自己評価・分析の実施状況

各年度業務実績の評価を評価委員会において受けるに当たり、平成 17 年度から毎年度当初に、各部局により、前年度業務実績の取りまとめと自己評価を実施した。

また、PDCA サイクルに基づき、業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗管理を、毎年度秋頃に行った。

さらに、毎年度「評価マニュアル」を改善し、自己評価・分析に当たっての留意点を具体的に示した。

公聴モニター制度の導入状況

各支部において、平成 16 年度に学校担当者、平成 18 年度に奨学生・留学生に対して実施した公聴モニター結果を分析し、その結果を踏まえ、機構としての改善策をまとめ、各関係部署にフィードバックし、対応を集約して「公聴モニター結果への対応について」として、ホームページ上に公開した。具体的には、機構が行う事業の報告等に参加者の声を掲載するほか、ホームページの奨学金 Q&A の充実を図るなど情報提供の充実、奨学事業の適格認定について最終学年は対象外にする等大学等や地域のニーズに即した業務の充実を図った。また平成 20 年度には、奨学金貸与者、返還者及び大学等の奨学金事務関係者、7,959 名からのアンケート結果を得て、結果の集計を行いホームページ上に公開をし、更に分析を行い次年度以降の業務改善に資するための検討を行う予定である。

《中期計画》

(3) 外部評価の実施

外部有識者等により構成する評価を行う委員会を設置する。評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表する。

これらの措置により、評価の客観性や業務運営の透明性を確保し、事業の見直しを含め、効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組を図る。

《実績》

評価委員会の開催状況

平成 16 年度に 6 名の外部有識者から成る「評価委員会」を設置し、毎年度評価委員会を開催（年 2 回：平成 16 年度のみ 1 回）して、前年度業務実績の評価を行った。評価結果についてはホームページ上で公開した。

業務改善への取組状況

評価結果については、各部にフィードバックのうえ、業務の進捗管理において問題点の認識やそれに対する改善策の策定を行うとともに、評価の指摘事項が次年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて、毎年度の評価の観点の策定に当たって留意した。

また、次年度計画策定に当たり、評価結果の指摘事項等について改善を促進させるため、財務部及び政策企画部によるヒアリング等を踏まえて、次年度予算の配布を重点的に行う事項を決定した。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

《中期目標》

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

機構が学生及び留学生への各種の支援業務を実施するに当たっては、手続きの透明性及び公平性の確保を図るため、適切な審査基準及び審査体制等を整備すること。

《中期計画》

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

学資金貸与業務及び返還金回収業務については、法令に基づき公正な審査基準を定め、一層適正な運用を行う。留学生に対する支給業務についても、こうした措置に準じた対応を行う。

また、審査基準等については、透明性を維持する観点から常に公表できるよう情報公開の内容や方法を工夫するとともに、社会経済状況や大学等、学生等からの支援業務に対する意見等を反映したものとなるよう基準、体制等の見直し、改善を行う。

《実績》

法令に基づく公正な審査基準の適正な運用

- ・ 在学採用に係る証明書類は全て大学等で管理され、機構は大学等がアップロードしてくるデータで審査、採用、管理していることから、大学等が法令に規定する推薦基準に基づき適正な推薦を行っているか、毎年度抽出により大学等から書類を徴収し照合した上で、軽微な入力ミスなどがあっても当該の大学等に指導を行い、一層の適正な運用を図った。
- ・ 奨学金を希望する学生、保護者等の意思決定に影響を与える審査基準等については、透明性・公平性を維持するためホームページに公開することはもとより、希望する学種ごとに掲載するなど、利便性にも配慮した情報公開を行った。
- ・ 社会経済状況や大学等からの意見等を反映した基準、体制等になるよう、奨学金業務の運営について審議し、助言を行う外部有識者で構成する「奨学事業運営協議会」を設置し毎年度開催した。また、そこでの審議結果を踏まえ、定員割れの大学等に対する内示数の取扱い、大学等予約採用の選考方法、大学院予約採用の早期化、学校別内示数算定率の延滞率に関する比重など、改善を行った。

- 平成 16 年度に創設した大学院の優れた業績免除制度に係る適切な基準及び規程の整備を進めるための外部有識者で構成する検討委員会を設置した。更に、実際に各年度の対象者について各大学から推薦された者を審査、認定する外部有識者で構成する業績優秀者免除認定委員会を設置するなど、透明性及び公平性を確保した審査体制の整備を図った。
- 返還猶予に関する一層の透明性・公平性を図るため、奨学事業運営協議会専門部会における検討結果を踏まえ、返還期限の猶予について、事務処理マニュアルにおいて審査基準及び必要書類等の整備を行うとともに、職員への周知徹底を図ることにより、審査基準等の適切な運用を行った。

留学生への学習奨励費給付における審査基準については、学習奨励費を適格な留学生に対して給付するため、以下の通り実施した。

- 平成 16 年度に、「修学状況が著しく不良」であると大学等が判断した者について支給期間を短縮することができる手続きを定め、不適格者への給付防止策を講じた。
- 平成 17 年度より、申請書に記載する成績評価係数の算出について、成績「不可」を新たに算出対象とし、より成績状況を反映する計算方法に変更した結果、成績不良者の申請が困難になり、年度途中で「修学状況が著しく不良」であることを理由に支給を打ち切った者の率が減少した（平成 16 年度：14.4% 平成 17 年度：2.6%）。
- 日本留学試験の成績優秀者に対し、大学入学前の時点で入学後の学習奨励費の給付を予約する制度を実施し、これを年々拡大した。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付予約者	819人	1,089人	1,203人	1,241人	1,377人

- 平成 18 年度には、受給条件を見直し、「同居している配偶者が学習奨励費の給付を受けていないこと」等の条件を削除した。
- 平成 19 年度より、日本留学試験の海外実施国（13ヶ国・地域）それぞれにおいて科目選択区分（8種）ごとに、成績最優秀者を審査の上、給付予約者とする事とし、留学生の質の確保を図った。
- 平成 20 年度は、日本留学試験の成績最優秀者に対する給付予約者数を拡充し、留学生の質の確保を図った。

（ - 3 - （1）留学生の質の確保への留意）

《中期目標》

(2) 広報活動の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する広報活動を充実すること。

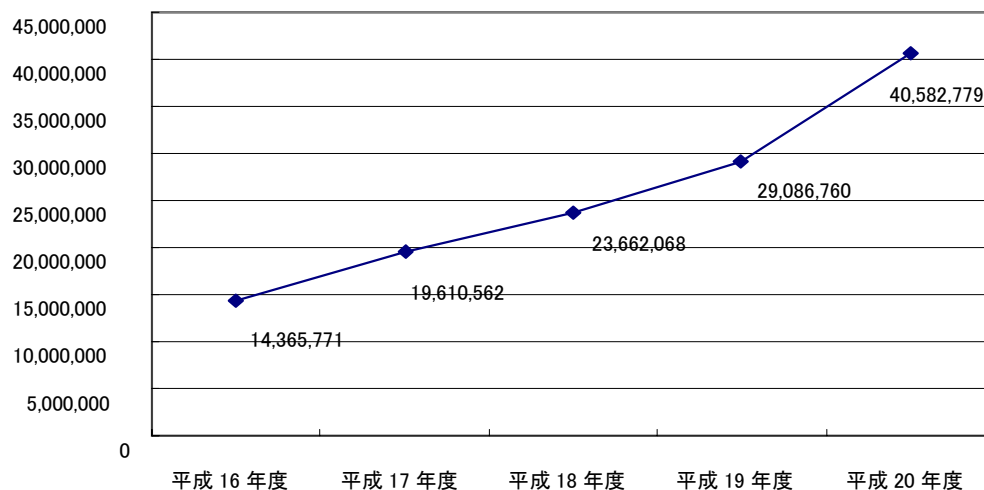
《中期計画》

(2) 広報活動の充実

広報手段を紙媒体中心から、ホームページなど電子媒体中心に移行し、必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備することにより、ホームページの年間アクセス数1,400万件以上を確保する。

《実績》

(アクセス件数)



(参考) 平成 15 年度実績 : 13,143,265 件

平成 17 年度からコンテンツマネジメントシステムを導入し、各部署においてホームページの作成・更新が出来るようにした。また、担当者を対象にホームページ作成・更新担当者を対象に、ユーザビリティ、アクセシビリティに重点を置き指導し、ホームページ更新ソフトの操作方法についての研修を行った。

その結果、機構で実施した研修事業やイベントの報告がホームページに掲載されるなど提供情報の充実が図られた。

《中期計画》

広報の対象を分類し、それぞれに適合した情報、伝達手段を効果的に活用できる方法を開発する。

その場合、マス媒体の活用や学生等へのきめ細かな相談・問い合わせへの対応に留意する。

《実績》

広報の対象を 奨学金、 留学生支援、 学生生活、 各種事業担当者フォロー、 マスメディア、 情報公開と大きく6つに大別し、他機関や学校等の調査、アンケート結果及び寄せられた意見等を踏まえ、それぞれに適合した情報・伝達手段を構築し、次のような広報を展開した。

- ・ 奨学金については、平成20年度よりホームページ上で、対象を「奨学金を希望される方」「奨学金を受けている方」「奨学金を返還中の方」と細分類し、各々目的別メニューから知りたい情報にたどり着きやすいようにページ構成を見直した。また、様式をホームページから印刷やダウンロードできるように利便性を図り、FAQについても充実を図った。
- ・ 留学生支援については、ホームページ上からイベントの申込やEメールによる相談が出来るよう利便性を図った。また、帰国留学生に必要な情報が得られるように、平成19年度から帰国留学生メールマガジンを発刊し、平成19年度～平成20年度においては11回発行した。
- ・ 学生生活については、ホームページ上の学生支援情報データベースにおいて、全国の大学・短大・高専における、学生支援事業の情報及び学生支援に関する各種調査統計、関係白書・答申等を掲載し、無料で自由に検索・閲覧できるようにすることで、大学等間でこれらに関する情報を共有し、相互補完が行えるコンテンツになった。
- ・ 各種事業担当者フォローについては、ホームページ上の、事務担当者向けのページにおいて、各種の申込や事務用書類様式を印刷・ダウンロードできるようにし、ExcelやWord文書を掲載し事務作業の効率化を図れるようにした。また、メール一括送信システムを活用し、事務連絡メールやメールマガジン（月2回、年24回発行 平成20年度末での登録件数 5,360件）を発行した。
- ・ マスメディアに対しては、機構においての調査結果の発表、刊行物の発刊、イベント情報及び災害救助法の適用を受けた地域に対する奨学金の緊急採用等について、自治体や地域のマスコミ及び文部科学省記者クラブに対して、プレスリリースを行った。

(プレスリリース件数)

平成 17 年度	2 件
平成 18 年度	15 件
平成 19 年度	23 件
平成 20 年度	20 件

- ・ 情報公開については、広く一般国民に、機構の諸活動を広く知ってもらうために、ホームページ上の情報公開ページで情報提供や関係法令等について公表を行っている。また、各支部のページにおいては、各地域における「学生支援活動」に関するイベント情報や参加者募集情報の紹介を行っている。

《中期計画》

組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行う。

支部においては、モニター機能の導入などにより公聴・広報の充実を図る。

《実績》

組織内部の情報把握

- ・ 機構の広報活動を計画的に行うため、年度ごとに「広報活動基本計画」を策定し計画的にプレスリリース等を行うとともに、平成 16 年度より、組織内部の情報の把握及びホームページ等を利用した積極的な情報提供について検討を行うための「広報企画委員会」を開催した。広報企画委員から各部の事業やイベント等の情報を収集し、その情報を機構内ネットワークを利用して役職員に配信することで、組織の情報を全職員が共有できるようにした。
- ・ 平成 16 年度から平成 17 年度まで、週 1 回、JASSO WEEKLY を発刊した。平成 18 年度から平成 20 年度には、毎月 1 回、臨時増刊も含め年合計 13 回 JASSO MONTHLY (機構内報) を発行し、全職員に組織内の情報を発信した。

人材育成

- ・ ホームページの適切な更新のため、各部署のホームページ更新担当者を対象とする研修を広報課職員により実施し人材育成を図った。なお、研修の講師となる広報課職員にアクセシビリティ、ユーザビリティの向上のための研修(講師は外部専門家)を受講させ、レベルアップを図った。また、外部講師を招き、広報企画委員及び支部の広報担当職員に対し、広報のあり方や機構広報物の評価、広報の手法等について研修を実施し、広報マインドの涵養及び広報技術の向上を図った。

- ・ 支部におけるモニター機能の導入の実績については、各支部において、平成 16 年度に学校担当者、平成 18 年度に奨学生・留学生に対して実施した公聴モニター結果を分析し、その結果を踏まえ、機構としての改善策をまとめ、各関係部署にフィードバックし、対応を集約して「公聴モニター結果への対応について」として、ホームページ上に公開した。具体的には、機構が行う事業の報告等に参加者の声を掲載するほか、ホームページの奨学金 Q&A の充実をはかるなど情報提供の充実、奨学事業の適格認定について最終学年は対象外にする等大学等や地域のニーズに即した業務の充実を図った。（一3 - (2)自己評価・分析の実施）また、平成 20 年度には、奨学金貸与者、返還者及び大学等の奨学金事務関係者、7,959 名からのアンケート結果を得て、結果の集計を行いホームページ上に公開をし、更に分析を行い次年度以降の業務改善を資するための検討を行う予定である。

《中期目標》

(3) 情報公開の推進

事業全般にわたり、適切な情報公開を行うこと。

《中期計画》

(3) 情報公開の推進

事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、複数の有識者による「情報公開委員会」を設置し、体制を整備するとともに、個人情報保護に関する関連法令等に留意しながら情報公開基準を明確に定め、これを公開する。

《実績》

外部有識者 2 名を含む、機構における情報公開に関する重要事項の調査審議等を行う、「情報公開委員会」（平成 14 年度に設置し、平成 17 年度より「情報公開・個人情報保護委員会」）を設置し、同委員会において審議・検討された「日本学生支援機構が保有する法人文書の開示決定等に係る審査基準」を平成 17 年 3 月に制定し、ホームページ上で公開を行った。また、平成 18 年度に同委員会において同審査基準について、具体例を明記し内容を充実させること、機構役職員の氏名を原則として開示することの検討を行い正式に結論を得て、平成 19 年度に「法人文書の開示不開示の決定を行う際には、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申事例等が参考になり得ること」及び「職務遂行に係る情報に含まれる機構役職員の氏名について原則として公表すること」を改正内容とした基準の改正を行いホームページ上で公開した。平成 20 年度においては、改正された基準に基づいてホームページ等での情報公開の実施を行った。

《中期計画》

情報公開並びに個人情報保護を専門に所掌する部門を設置する。

《実績》

政策企画部に配置する情報公開及び個人情報保護を専門に所掌する職員により、関係法令に基づき諸規程を整備するとともに、適切な法人文書の開示の実施及び保有個人情報の管理に努め、平成 16～20 年度において、法人文書の開示決定等を 43 件、保有個人情報の開示決定等を 10 件実施した。また、個人情報保護に関する諸施策や、「個人情報保護個人向け自己点検」等の実施により、安全管理の強化や意識の向上に努めるとともに、平成 17 年度に設置した、個人情報保護担当で構成される「個人情報管理委員会」において、機構全体の個人情報保護対策についての進捗状況の把握及び各部等における個人情報に関する諸問題の検討結果のフォローアップに努めた。

《中期計画》

業務の公正、明解さ保持のため、各業務のマニュアル化を推進するとともに、職員の意識向上を図るために、研修を充実する。

《実績》

情報公開に関する研修

情報公開については、「情報公開事務処理マニュアル」を整備するとともに、関係法規及び必要な事務手続きについて、職員の理解を深め、情報公開制度に関する意識の向上を図るために、平成 17 年度より、「情報公開制度に関する説明会」を実施し、平成 20 年度までに約 120 名が参加した。

個人情報保護に関する研修

個人情報の保護については、「保有個人情報等開示請求等事務処理マニュアル」を整備するとともに、個人情報の保護に関する職員の意識向上を図るために、平成 16 年度から「個人情報の保護に関する説明会」を実施し、平成 20 年度までに機構の役職員数を上回る約 840 名が参加した。

各部署において業務マニュアルを計画的に作成し、また必要に応じて随時適切に更新をするよう努めた。管理者および管理補助者は、業務マニュアルについて当該業務に係る職員への周知に努めた。

《中期目標》

2 学資の貸与その他援助

学生等への学資金貸与事業については、教育の機会均等及び優れた人材の育成という観点から、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、以下のような点に留意し、実施すること。

また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、貸与業務のより一層の効率化・合理化を図ること。

(1) 情報提供の充実

学資金貸与機会の拡充の観点から、貸与する学資金の種類、貸与条件等について、インターネット等による情報提供を充実すること。

《中期計画》

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

貸与する学資金の種類、貸与の条件等について、広く学生等に周知するとともに、ホームページ等における情報提供の充実を図る。

この際、ホームページにおける必要な情報の更新は、迅速に行う。

《実績》

ホームページ等における情報提供の充実

- ・ 広く学生等へ情報提供を行うため、ホームページにおける新たな制度の情報掲載及びFAQ項目の逐次追加・更新を行った。また、奨学金の概要、申込み方法、返還の重要性等を説明した「奨学金ガイダンスビデオ」を作製し、各学校奨学金担当者へ事例調査を依頼した結果を好事例集として取りまとめ、ホームページでの閲覧を可能とするなどの充実を図った。更に、都道府県教育委員会、各大学等のホームページと機構ホームページの相互リンクの積極的な働きかけを行った。
- ・ 災害救助法が適用された場合、適用地域が拡大した場合には、緊急採用奨学金の案内及び該当地域に居住する返還者への返還猶予などについて、迅速な情報提供を行った。
- ・ 全国の大学等奨学金担当者に対しては、毎年度全国7地区で「奨学業務連絡協議会」を開催し、奨学金業務実施のための情報提供を行った。

《中期目標》

(2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び学生等の学資金貸与申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、大学等からの推薦等受付から採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図ること。

《中期計画》

(2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの簡略化、電算化など事務処理方法の開発、推進を図ることなどにより、大学等からの推薦等受付から採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図る。奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、もって大学等・学生等の利便性向上等に資する。なお、大学等の「スカラネット」利用率を平成 15 年度実績以上とする。

《実績》

学生等の奨学金申込みに係る諸手続きの簡略化、利便性を図る観点から、スカラネット入力項目の削減を行った。

大学等の事務負担の軽減を図る観点から、従前は一覧表形式の紙で管理していた満期予定者名簿を電子データ化し提供することで、各大学等ではデータ加工などが行えるよう管理方法の改善も合わせて図った。また、各大学のパソコン環境によって異なる仕様であった選考ソフトを共通仕様に改修し、平成 20 年 4 月からダウンロード可能としたことにより、各学校の奨学生の選考・推薦について利便性の向上を図った。

インターネットによる申込手続きの拡充等を図ることにより、予約採用及び在学採用における 5 月までの採用者が全体の約 5 割になる等、申込手続きを行ってから奨学金が振込まれるまでの期間を短縮した。

大学院予約採用候補者の決定を従来の 12 月に加え、7 月と 10 月にも実施した。

予約採用及び在学採用における 5 月までの採用者は、平成 15 年度では 14%であった。平成 17 年度に大学等予約採用候補者の進学届の提出が、従来の紙による手続きから、インターネットによる手続に変更したことに伴い 35%まで上昇し、平成 20 年度においては 46%となった。

	4月	5月	6月	7月	8月
H15	2%	12%	45%	38%	3%
H16	2%	9%	48%	40%	2%
H17	2%	33%	24%	40%	1%
H18	1%	36%	22%	32%	9%
H19	2%	42%	22%	31%	4%
H20	1%	45%	22%	29%	3%

大学等の「スカラネット」利用率

平成 16 年度実績	83.3%
平成 17 年度実績	92.1%
平成 18 年度実績	96.9%
平成 19 年度実績	99.4%
平成 20 年度実績	99.2%

(参考) 平成 15 年度実績 79.2%

《中期計画》

年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う。

《実績》

早期交付の実施状況

奨学生の4月進級時の経済的支援として、機構と大学等が連携して実施する単位取得等を反映した適格認定の電子情報化によって大学等からの早い報告を可能としたこと、また必要資金に係る関係省庁の協力のもと、平成19年度から年度当初における継続者への早期(4月)交付を実現することができた。

《中期目標》

(3) 回収率の向上

学資金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、回収率を向上させるため、学生等の返還意識の涵養、口座振替による返還の推進を図ること。

また、返還金回収業務について、外部委託による業務効率の推進を図りつつ、延滞した場合における督促の強化、連帯保証人等への適切な請求、必要に応じた適切な法的措置などを講ずること。

《中期計画》

(3) 回収率の向上

奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。また、各大学等に対する延滞状況の通知、大学等での窓口指導や学校長名の文書送付の依頼を行うなど、各大学等を通じた返還指導の徹底を図る。

《実績》

平成 16 年度に、全ての大学等に対して返還説明会の開催方法等に関するアンケート調査を行い、独自開催していない大学等に対して実施を要請した。また、大規模校、延滞率の高い大学等へ機構職員を派遣し、返還の重要性に係る指導の徹底を図った。

統一的な説明会を実施するため、「返還説明会用ビデオ」を作成・配布したほか、「返還説明会用事務マニュアル」についても作成・配布し、内容の充実など逐次改善を図った。また、ビデオについてはホームページでも閲覧できるようにするなど利便性を向上させ、更に「奨学金ガイダンスビデオ」、返還促進ポスターを作製し、より一層の充実を図った。

新規満期者については、平成 17 年度までは出身大学等から直接、学校長名で返還についての「勸奨状」を配付、平成 18 年度からは出身学校長名と機構理事長名の連名による「返還のお知らせ」を機構から発送した。

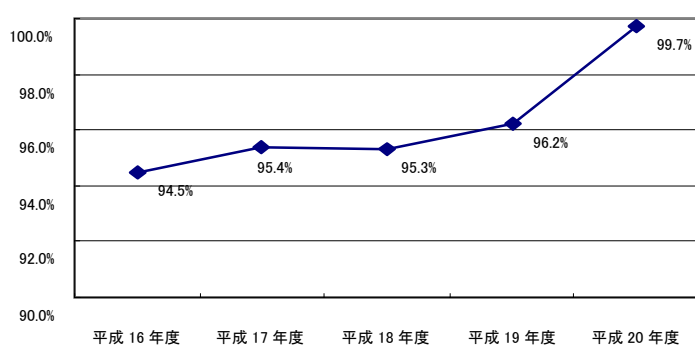
その他、大学等に対して「奨学金の延滞防止について（依頼）」「延滞率及びリレー口座加入率のお知らせ」を発送し、大学等を通じた返還指導の徹底を図った。

《中期計画》

リレー口座による学資金の返還を推進するため、各大学等における新規卒業者に対する加入指導の徹底、外部委託による架電督促の活用による加入促進などを図ることにより、リレー口座加入率を中期目標期間中に新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。また、リレー口座による返還を行う者のうち、残高不足などにより振替不能となった者に対する督促架電を外部委託等により強化する。

《実績》

新規返還開始者のリレー口座加入率

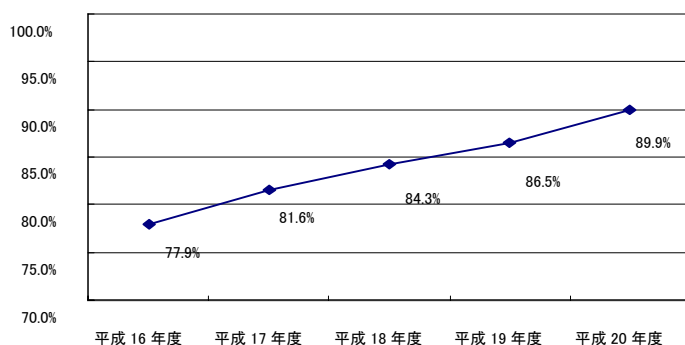


(参考) 平成 15 年度実績 91.9%

口座加入率 = 加入者数 / 要返還者数 (貸与終了年月が 3 月で、貸与終了理由が満期終了の者)
加入者および要返還者には猶予者・完了者・免除者は含まれない。

- ・ 新規満期者のうちリレー口座未加入者については、本人及び連帯保証人に対して加入督促通知を送付し、その後なお未加入の者に対しては、外部委託による加入督促架電を実施した。
- ・ 口座未加入者の延滞者に対しては、加入及び返還督促架電を実施した。
- ・ 平成 19 年度においては、平成 20 年 3 月満期者のリレー口座加入時期についても、在学中の返還誓約書提出時に合わせて提出させることにより早期化を図った。

全体のリレー口座加入率



(参考) 平成15年度実績 75.2%

口座加入率 = 加入者数 / 要返還者数

口座任意加入対象者で延滞3月以上の者は、リレー口座加入不可のため要返還者から除いている。

○未加入者に対する加入督促架電状況

未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を実施した。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
37,602件	40,996件	58,935件	79,629件	131,986件	13,485件

平成20年3月満期者からリレー口座登録時期を早期化したことにより、口座未加入者が大幅に減少した結果、加入督促架電の実施件数も大幅に減少した。

○リレー口座未加入の延滞者(未入金者)に対する加入・返還督促架電実施状況

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
11,467件	69,327件	52,608件	56,795件	48,905件	57,706件

リレー口座への加入促進に向けた取組状況

リレー口座振替不能者への外部委託による返還督促架電について、平成16年度以降、振替不能後1~6回目に実施した。

《中期計画》

延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1年未満の延滞者について、延滞1回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。また、連帯保証人・保証人に対しても督促状を送付するなど、請求行為の強化、早期化を図る。

《実績》

延滞者の実状を把握するため、延滞者への督促架電実施の際に実態調査を実施するとともに、平成19年及び平成20年12月の請求書発送時に、「奨学金の返還に関する調査

のお願い」及び返信用封筒を同封して属性調査を実施し、回収した調査票の点検及びデータ入力処理を行った。

延滞 1 回目（リレー口座振替不能後 1 回目）から 6 回目までの振替不能通知の送付及び督促架電の徹底を図った。

延滞 9 月の者に対する請求書送付後の督促架電を行った。

振替不能者の連帯保証人（振替不能 2 回目、3 回目）、保証人（振替不能 4 回目）への早期督促架電、請求書、督促状の送付を行った。

延滞 7 月目の者に対する休日の督促架電を実施し、機関保証選択者で振替不能となった者に対しては、督促架電回数の増などを行った。

共同利用センターと幹事金融機関を決定し、コンビニ等を活用した収納方式を導入するための準備を行い、平成 20 年 10 月から導入した。

《中期計画》

1 年以上の延滞者全員を対象として、返還指導を含む個別請求行為を実施する。返還指導に当たっては、返還者の生活実態等を踏まえ、分割返還の活用など返還方法の弾力化を図ることにより、適切な指導を行い、確実な回収を行う。また、併せて原則 1 年以上の延滞者全員を対象として、法的処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ、裁判所を通じた支払い督促申立、強制執行など延滞者（連帯保証人・保証人を含む）に対する法的措置を早期に実行する。

《実績》

返還指導の実施状況

1 年以上の延滞者で返還指導を含む個別請求行為を実施した。

平成 16 年度実績	60,678 件
平成 17 年度実績	75,289 件
平成 18 年度実績	90,734 件
平成 19 年度実績	119,019 件
平成 20 年度実績	149,480 件

- ・ 返還者の生活実態等を踏まえ、分割による返還や返還期限の猶予制度の活用等の適

切な指導を行った。また、新たに口座引落による分割返還を実施した。

- ・ 共同利用センターと幹事金融機関を決定し、コンビニ等を活用した収納方式を導入するための準備を行い、平成 20 年 10 月から導入した。

法的措置の実施状況

- ・ 平成 16 年度

返還金の回収率の向上を図る諸施策の実施により、延滞債権の解消及び返還金の確保に努めた。

悪質な滞納債権の回収については、サービサー（債権回収業者）の活用も検討した。

- ・ 平成 17 年度

督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 4,167 件（うち外部委託による訪問 4,149 件）に対して「支払督促申立予告」を実施した。また、454 件に対して「支払督促申立」を、そのうち 157 件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得している者のうち、9 人に対して「強制執行予告」を行い、6 人に対して「強制執行申立」を実施した。

- ・ 平成 18 年度

督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 10,498 件に対して「支払督促申立予告」を実施した。また、1,181 件に対して「支払督促申立」を、418 件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得している者のうち、23 人に対して「強制執行予告」を行い、「強制執行申立」は次年度に実施することとした。

外部委託による訪問は、支払督促申立予告後、支払督促申立に到るまでの候補者に対して実施した。（実施件数 1,343 件）

- ・ 平成 19 年度

督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 35,165 件に対して「支払督促申立予告」を実施した。

また、2,857 件に対して「支払督促申立」を、785 件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。

さらに、すでに債務名義を取得している者のうち、23 件に対して「強制執行予告」を行い、1 件に対して「強制執行申立」を行った。

外部委託による訪問は、支払督促申立予告後、応答のない者のうち 2,233 件に対して実施した。

- ・ 平成 20 年度

督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上のものうち 29,075 件に対して「支払督促申立予告」を実施し、入金等の応答がないもの 2,173 件に対して「支払督促申立」を行った。

また、支払督促申立後、異議申立のないもの等 867 件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。

さらに、これまでに債務名義を取得したもののうち 853 件に対して「強制執行予告」を行い、このうち 19 件に対して「強制執行申立」を行った。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
支払督促申立予告	462件	4,167件	10,498件	35,165件	29,075件
支払督促申立	208件	454件	1,181件	2,857件	2,173件
仮執行宣言付支払督促申立	60件	157件	418件	785件	867件
強制執行予告	5件	9件	23件	23件	853件
強制執行申立	2件	6件	0件	1件	19件

平成 18 年度からは、地方ブロック支部においても法的措置を展開し、支払督促申立予告書発送後の返還指導を行い、量的な拡大を図りつつ、早期に実施した。

返還金回収業務に係る外部委託の実施状況

- ・ リレー口座振替不能者への返還督促架電、リレー口座未加入者に対する加入督促架電、更に延滞 9 月及び 12 月の未入金者への請求書送付に合わせた返還督促架電など要返還者数の増に対応する効果的な外部委託の実施により、リレー口座加入率の改善、請求の早期化、電話督促等を計画的に拡大、推進した。
- ・ 従来の請求書送付のみの場合と請求書送付後の未入金者へ返還督促架電を実施した場合との比較、返還者が比較的在宅していると考えられる土・日曜日に架電をした場合としない場合の比較など、今後の返還促進の施策に必要な分析を実施しつつ、外部委託を進めた。
- ・ 法的手続きの拡大に対応するため、支払督促申立予告書発送後応答のない者に対して、派遣職員を活用した申立移行前の督促架電を実施し、債権回収額の増加につなげることができた。
- ・ 平成 17 年度から債権回収の委託を試験的に実施し、回収の効果について、機構が実施した場合との費用対効果の比較を継続して検証した。さらに平成 19 年度においては、シンクタンクに依頼した回収委託に係る費用対効果の調査・分析を踏まえ、債権回収委託を拡大した。

債権回収委託

- ・ 平成 17 年度実施

延滞 2 年以上 3 年未満で入金履歴のない者

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
556件	201,225千円	273件 (49.1%)	74,706千円 (37.1%)	72件 (12.9%)	345件 (62.1%)

・ 平成 18 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者等

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
4,011件	3,000,231千円	1,172件 (29.2%)	155,323千円 (5.2%)	85件 (2.1%)	1,257件 (31.3%)

延滞 2 年以上 3 年未満で入金履歴のない者等

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
3,026件	1,436,840千円	445件 (14.7%)	63,657千円 (4.4%)	44件 (1.5%)	489件 (16.2%)

・ 平成 19 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
8,231件	1,382,317千円	1,814件 (22.0%)	222,042千円 (16.1%)	823件 (10.0%)	2,637件 (32.0%)

・ 平成 20 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者

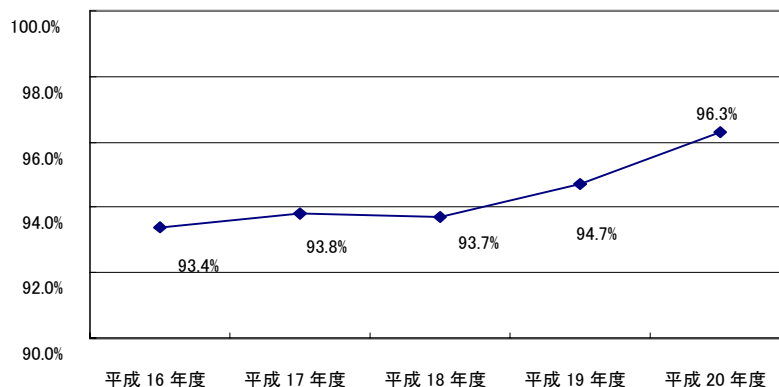
委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
9,011件	1,472,002千円	4,219件 (46.8%)	350,009千円 (23.8%)	104件 (1.2%)	4,323件 (48.0%)

《中期計画》

学資金の回収については、毎年度、以上 ~ の措置を含めた適切な回収計画を作成し、前年度実績を上回る回収目標を定めることなどにより、確実に回収を行う。特に新規返還者の初年度末の返還率について、中期目標期間中に 95% 以上に向上させる。

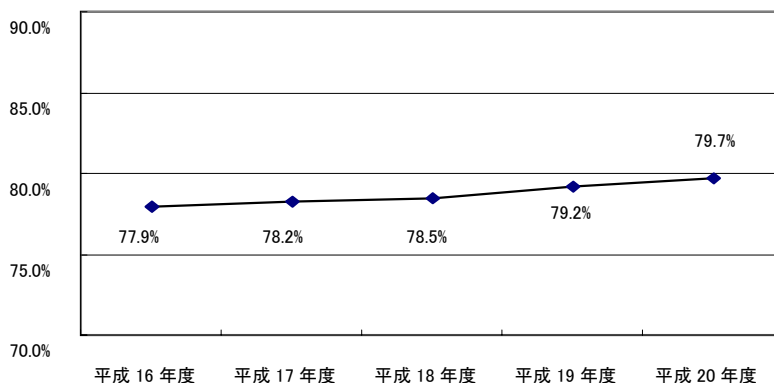
《実績》

新規返還者に係る返還率



(参考)平成15年度実績 92.2%

全体に係る返還率



(参考)平成15年度実績 78.5%

回収率の向上に向けた取組みとして、平成19～20年度に開催した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言を踏まえ回収強化策を策定し、実施に向けた準備を行い、次のとおり一部施策を実施した。

個人信用情報機関の活用として、延滞者に限定して個人信用情報機関へ延滞情報を登録することとし、平成20年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟した。

《中期目標》

(4) 機関保証制度の導入

学生等の自立を支援する観点から、連帯保証人及び保証人の制度に加えて、機関保証制度を導入すること。なお、その運用に当たっては、人的保証制度との選択制とすることを基本とするとともに、保証料の水準や支払方法等に配慮するなど、奨学生の経済的負担等に対する教育的配慮を十分行うこと。

《中期計画》

(4) 機関保証制度の導入

適切な保証機関を確保することにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証とを選択することができるようにする。なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けることとする。

《実績》

保証機関の整備状況及び保証制度の運用状況

- ・平成16年度の新規採用者（高校奨学金は除く）から従前の人的保証に加え機関保証を選択できることとし、また、当初人的保証を選択した者が在学中に機関保証へ変更できることを可能にした。保証機関としては「財団法人日本国際教育支援協会」を指定し、制度の適切な実施を図った。
- ・制度の広報・周知を行うことにより、選択率の向上を図った。（制度導入年度 9.07%、平成17年度 17.33%、平成18年度 28.85%、平成19年度 35.14%、平成20年度 37.76%）
- ・平成16年度に創設した学位取得を目的として海外の大学等に進学する場合の奨学金制度については、保証制度は人的保証、機関保証の双方を適用することとした。
- ・機関保証加入者への返還回収業務や代位弁済に係る手続きに関するマニュアルを整備して、請求事務を適切に実施した。

《中期計画》

保証機関が行う主要業務である（ ）保証審査管理、（ ）保証料・保証残高管理、（ ）保証履行管理及び（ ）求償権回収管理並びに（ ）計数管理のうち（ ）～（ ）について保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

《実績》

電算プログラムの開発・処理状況

- ・平成16年度に、中期計画期間中の保証機関が行う主要業務（ ）（ ）（ ）及び（ ）に係る「保証料等管理システム」、（ ）に係る「求償権管理システム」を開発し、その制度変更に伴う追加・変更を円滑に処理した。
- ・平成18年度の短期留学（第二種）制度導入、平成20年度の新貸与月額導入に係る保証依頼、保証料徴収の追加処理を円滑に実施した。
- ・また、平成21年度から導入される第一種奨学金の新設の貸与月額及び第二種奨学金の新設の入学時特別増額貸与奨学金の貸与額に対応するためのシステム改修を行った。

《中期計画》

大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解の促進を図る。

《実績》

機関保証制度に係る広報の実施状況

- ・申込者に対しては「機関保証制度加入案内」、学校事務担当者に対しては「機関保証事務の手引」、また、一般向けには「奨学金に機関保証制度」リーフレットを作成し、機関

保証制度の趣旨を適切に広報し、理解及び加入の促進を図った。また、奨学金ガイダンスビデオ（申込者向け・新規採用者向けの二部構成）においても機関保証制度について説明し、加入促進を図った。

- ・ 学校の奨学金事務担当者を集めた「奨学業務連絡協議会」において、学生が保証制度について正しく理解し、適切に保証を選ぶことができるよう指導を依頼した。

《中期計画》

保証機関の収支の健全性を確保し、制度を持続可能なものとするため、制度の検証を行う。

《実績》

保証機関の健全性確保のための状況把握

機構と同様に、その事業遂行のため設置した保証機関を有する他機関における機関保証事業についてヒアリング調査を行った。

また、機関保証制度の財政収支の将来予測を行ううえで必要となる条件について、保証機関と意見交換を行った。

平成 20 年度には民間のコンサルティング会社に機関保証制度の財政収支シミュレーションについて将来推計の分析を依頼し、「中期的には単年度収支が赤字となる可能性があるが、当該シミュレーションが実績データ数の不足から精度が十分でないこと、今後の回収強化策等の実行による一定の効果が想定されることから、当面は現行保証料水準を維持しつつ、まずは、回収強化策等を着実に実行していくことに注力することが適当である。」との報告を取りまとめた。

「妥当性」を検証する仕組みの検討状況

「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成 18 年 12 月 24 日 行政改革推進本部決定)の指摘を受け、他機関の検証制度について調査し、平成 20 年 9 月に外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」を設置し、「平成 20 年度機関保証制度検証委員会報告書」の取りまとめが行われ、機関保証制度が適正に機能するように日本学生支援機構及び(財)日本国際教育支援協会において今後、一層努力すべき事項や検討すべき事項の報告がされた。

《中期目標》

(5) 適切な適格認定の実施

大学等と連携し、学資金の貸与を受けている者が学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の基準（ガイドライン）の一層の周知を図るなど、適切な措置を講じること。

《中期計画》

(5) 適切な適格認定の実施

奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の取扱い基準（ガイドライン）の一層の周知を図るとともに、当該基準該当者に対しては、学資金の貸与の廃止・停止等の措置を適切に講ずる。その際、大学等における補導の状況を的確に把握するため、大学等との十分な連携に努める。

また、より合理的・効果的な実施方法について検討を開始する。

《実績》

平成 16 年度においては、適格認定の実施状況を把握するため、大学等で保管されてる「適格認定奨学金継続願」の現地検査を実施、併せて適切な適格認定の実施時期、電子情報化を検討。平成 17 年度は、学内基準の設定状況について、「適格認定の実施に関する実態調査」を実施、これを踏まえた「奨学生の適格認定に関する施行細則の解説について」、「適格認定事務要領」を大学等に通知した。

平成 18 年度においては、適格認定のより一層厳正な実施のため、適格認定基準の更なる周知を行うとともに、適格認定の電子情報化を実施した。

平成 19 年度は、適格認定のより一層厳正な実施のため、適格認定基準の更なる周知を行うとともに、電子情報化した適格認定システムを活用し適切な認定を厳格かつ迅速に実施した。適格認定の実施方法等については、大学等に通知するとともに、認定業務の重要性についても奨学業務連絡協議会等で周知する等、大学等との連携に努めた。また、新たに継続願提出時において返還の義務を自覚していることを確認し、奨学生としてふさわしくない者に対しては奨学生としての資格の廃止等の措置を行った。

平成 20 年度においては、インターネットの画面上で貸与月額、返還予定額等を参照可能にする等の機能改善を図ることにより、奨学金の返還意識の涵養とともに奨学生の継続の明確な意思を確認できるようにした。また、前年度の設定内容を取込可能にするなど適格認定機能の向上を図った。

《中期目標》

(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用

優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除については、対象となる者の基準を明確なものとするとともに、運用に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

《中期計画》

(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用

優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除の決定に関しては、基準の公正、明解な運用等を図るため、できるだけ具体的かつ明確な適用基準を含む関係規程を早急に整備し、公表・周知を図る。また、対外的な説明責任を明確にするため、結果についての情報公開等による適切な措置を講じる。

《実績》

平成 16 年度に創設した大学院の優れた業績免除制度に係る適切な基準及び規程の整備を進めるため、外部有識者で構成する検討委員会を設置し、平成 16 年度中に当該免除制度概要、関係法令を各大学長宛てに通知した。更に、実際に各年度の対象者について各大学から推薦された者を審査、認定するための外部有識者で構成する業績優秀者免除認定委員会を設置するなど、透明性及び公平性を確保した審査体制の整備を行った。また、認定結果については、ホームページで公表した。

返還猶予に関する一層の透明性・公平性を図るため、奨学事業運営協議会専門部会における検討結果を踏まえ、返還期限の猶予について、事務処理マニュアルにおいて審査基準及び必要書類等の整備を行うとともに、職員への周知徹底を図ることにより、審査基準等の適切な運用を行った。

《中期目標》

3 留学生への学資の支給その他の援助

(1) 留学生の質の確保への留意

留学生への学資金の支給その他の援助は、厳正な選考及び大学等との連携を図ることにより、留学生の質の確保に留意して行うこと。

《中期計画》

(1) 留学生の質の確保への留意

留学生への学資金の支給その他の援助については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、支給する留学生の質の確保に留意して行う。

《実績》

学習奨励費を適格な留学生に対して給付するため、以下の通り実施した。

- 平成16年度に、「修学状況が著しく不良」であると大学等が判断した者について支給期間を短縮することができる手続きを定め、不適格者への給付防止策を講じた。
- 平成17年度より、申請書に記載する成績評価係数の算出について、成績「不可」を新たに算出対象とし、より成績状況を反映する計算方法に変更した結果、成績不良者の申請が困難になり、年度途中で「修学状況が著しく不良」であることを理由に支給を打ち切った者の率が減少した（平成16年度：14.4% 平成17年度：2.6%）。
- 日本留学試験の成績優秀者に対し、大学入学前の時点で入学後の学習奨励費の給付を予約する制度を実施し、これを年々拡大した。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付予定者	819人	1,089人	1,203人	1,241人	1,377人

- 平成18年度には、受給条件を見直し、「同居している配偶者が学習奨励費の給付を受けていないこと」等の条件を削除した。
- 平成19年度より、日本留学試験の海外実施国（13ヶ国・地域）それぞれにおいて科目選択区分（8種）ごとに、成績最優秀者を審査の上、給付予約者とする事とし、留学生の質の確保を図った。
- 平成20年度は、日本留学試験の成績最優秀者に対する給付予約者数を拡充し、留学生の質の確保を図った。

《中期目標》

(2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び留学生の学資金支給申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、申請から支給までの所要日数を平成15年度実績以下とすること。

《中期計画》

(2) 諸手続きの改善、効率化

申請項目の見直し等事務の簡素・合理化や事務処理の電算化を行い、申請から支給までの所要日数を平成 15 年度実績以下とする。

《実績》

学習奨励費等の支給に当たり、平成 17 年度から留学生個人に対する送金システムを導入した。これにより、留学生への支給までの所要期間が、従来の大学等を経由して支給する方法に比して約 3 日間短縮された。また、データ入力に係る事務経費の節減を図ることができた。

学習奨励費給付制度において、平成 17 年度に、「銀行振込依頼書」、「在籍確認簿」、「奨学金受領簿」、「委任状」を、平成 18 年度に、「受給者申請・推薦調書」を、平成 19 年度に、「受給候補者一覧」の各種提出書類を廃止し、申請手続きの簡素化を図った。

短期留学推進制度において、奨学金割当申請時の「学生交流に関する協定書等（写）」の提出書類を廃止し、申請手続きの簡素化を図った。

国費留学生の給与（奨学金）給付業務において、平成 20 年度から留学生給与等給付システムに登録するための国費留学生の異動届、及び国費外国人留学生期間終了後調査票について、従来 CD-ROM 等にて提出するデータを、パスワードを付したメールの添付ファイルにて提出することを可能とすることにより簡略化を図り、大学等の事務負担を軽減した。

所要日数の実績

平成 16 年度	学習奨励費：56 日程度、短期留学推進制度：77 日程度
平成 17 年度	学習奨励費：45 日程度、短期留学推進制度：72 日程度
平成 18 年度	学習奨励費：53 日程度、短期留学推進制度：60 日程度
平成 19 年度	学習奨励費：53 日程度、短期留学推進制度：61 日程度
平成 20 年度	学習奨励費：53 日程度、短期留学推進制度：64 日程度

(参考)

平成 15 年度 学習奨励費：60 日程度、短期留学推進制度：81 日程度

《中期目標》

(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化

国費留学生制度及び長期留学生派遣制度等に係る学資金支給業務については、国や大学等と連携を図り、円滑な支給を行うこと。

《中期計画》

(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化

国や大学等との連携を密にしながら、学籍管理等の情報管理を適切に行うほか、支給事務の合理化を図りつつ、円滑な支給を行う。

《実績》

平成 16 年度は、留学生に対する個人送金システムの導入に向け、大学等に対し説明会を実施した。

平成 17 年度以降は留学生に対する個人送金システムを導入したことにより、国費留学生給与の支給業務を円滑に実施するとともに、大学等関係機関からの申請・在籍確認報告・奨学金支給状況の照会に対して速やかに対応した。

平成 19 年度には、国費留学生給与単価の段階的な見直し措置に対応するため、システムの改修を行った。

平成 20 年度は、前年度に改修したシステムを用い、大学等関係機関からの申請・在籍確認報告・奨学金支給状況の照会に対応した。

《中期目標》

(4) 私費留学生に対する支援

私費による留学生に対し、大学等及び日本語教育機関における学習を奨励するため、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。また、学生交流の推進を図るため、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流について、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。

《中期計画》

(4) 私費留学生に対する支援

私費留学生の経済的支援のため、学習奨励費の支給を行う。また、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を推進するため、奨学金の給付等の支援を行う。

《実績》

学習奨励費給付制度、先導的留学生交流プログラム支援事業、短期留学推進制度による奨学金給付等の支援事業を行った。

私費留学生に関する基礎資料を得るため、「私費外国人留学生生活実態調査」を平成 17 年度及び平成 19 年度に実施し、翌年度にホームページ、メールマガジン等を通じ公表した。

《中期目標》

(5) 医療費補助の見直し

医療費補助については、国民健康保険制度との適切な役割分担を図る観点から、事業の実施方法等について見直しを行うこと。

《中期計画》

(5) 医療費補助の見直し

留学生の医療費補助の実情等を踏まえて、国民健康保険加入資格のない滞在 1 年未満の短期留学生に配慮しつつ、補助対象者や補助額の見直しを行う。

《実績》

平成 16 年度に実施した諸外国の外国人留学生に対する医療保険制度に関する調査を踏まえ、平成 17 年度に、以下の制度変更を決定し、平成 18 年度からの施行に向けて関係機関に対し周知を図った。

[変更の内容]

国民健康保険に加入する留学生	3.5 割補助
滞在期間 1 年未満の国民健康保険に加入できない短期留学生	7 割補助(経過措置)

平成 18 年度に、上記のとおり制度を変更し、円滑に実施した。

平成 19 年度は、補助対象を国民健康保険加入の留学生のみとし、平成 20 年度は、前年度に引き続き、円滑に実施した。

《中期目標》

4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等

(1) 計画的な施設整備

適切な改修等により施設機能の維持向上を図るとともに、長期的視点に立ち計画的に施設整備を行うこと。

《中期計画》

4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等

(1) 計画的な施設整備

全国的な宿舎ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舎提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。

当面は、既存の老朽化した留学生寄宿舍等の改修等を行う。

《実績》

平成 16 年度及び 17 年度に支部を活用して調査（地方公共団体、大学、不動産業者及び管理業者等の留学生への宿舎提供の実情及び今後の取組に関する調査等）を実施し、平成 18 年度から分析を行うと共に、機構の国際交流会館等について、不具合状況等を調査し長期的な整備計画案を作成し検討した。また、留学生の生活の安全・安心を維持するため施設点検のための保全マニュアルを作成した。

耐震指標が低い等の国際交流会館については、耐震工事等を行った。

平成 18 年度	大阪第一国際交流会館 2 号館（耐震改修）
平成 19 年度	東京国際交流会館（解体）
	仙台第二国際交流会館体育館（解体）
平成 20 年度	大阪第一国際交流会館 1 号館（耐震改修）

《中期目標》

(2) 入居者に対するサービスの向上等

留学生寄宿舍における入居者へのサービスの向上や相談・カウンセリング等を充実するとともに、留学生寄宿舍を拠点とした地域との交流事業を推進すること。その際、入居者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

《中期計画》

(2) 入居者に対するサービスの向上等

留学生寄宿舍運営に当たっては、管理業務の受託業者を留学生のニーズに適切に対処できるよう配慮して選定し、きめこまかな良質のサービスを提供する。

その際には、入居者の日常的な生活相談等に適切に応えるサービスを向上させることとし、地域の実情に応じてボランティア等を含むこれらのサービス人材を配置する。

《実績》

国際交流会館等の管理運営は、豊富なノウハウと利用者の特性に応じた、サービスの質の確保などにおいて実績のある財団法人日本国際教育支援協会に委託してきた。

国際交流会館等に留学生相談コーナーを設置するとともに、カウンセラー、レジデント・アシスタント(RA)、相談員を配置し、入居者の日常的な生活相談等に應えるサービスを向上させた。

東京国際交流会館は、平成18年度末に閉鎖し、19年度に解体工事を行ったことから平成19年度以降の会館数は1減となった。

- ・ 留学生相談コーナーの設置

平成16年度	17会館
平成17年度	17会館
平成18年度	17会館
平成19年度	16会館
平成20年度	16会館

・ カウンセラー・相談員の配置

	2名以上配置	1名配置
平成16年度	10会館	7会館
平成17年度	11会館	6会館
平成18年度	14会館	3会館
平成19年度	11会館	5会館
平成20年度	11会館	5会館

レジデント・アシスタントの配置状況

国際交流会館等にレジデント・アシスタント（RA）を配置し、入居者の日常的な生活相談等に応えるサービスを向上させた。

・ レジデント・アシスタント（RA）の配置

平成16年度	9会館(定めなし)		
	2名以上配置	1名配置	配置なし
平成17年度	14会館	2会館	0会館
平成18年度	14会館	2会館	0会館
平成19年度	15会館	1会館	0会館
平成20年度	15会館	0会館	1会館

《中期計画》

留学生寄宿舍等を有効に活用する観点から、地域ボランティア等との連携・協力による質的に充実した多様な国際学生交流プログラムや地域住民、地方公共団体との共催による地域交流プログラムを企画・実施する。

《実績》

留学生寄宿舍である国際交流会館等の施設を活用し、地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、以下のプログラム等を実施した。

・ 平成16年度

文化祭(10会館)、スポーツ大会(7会館)、文化教室(7会館)、その他国際交流及び地域交流を推進するための各種プログラムを実施

・ 平成17年度

日本文化紹介プログラム等

文化祭(10会館)

スポーツ大会(7会館)

- 各種文化教室等（8 会館）
- ・ 平成 18 年度
 - 日本文化紹介プログラム等
 - 文化祭（12 会館）
 - スポーツ大会（11 会館）
 - 各種文化教室等
- ・ 平成 19 年度
 - 日本文化紹介プログラム等（4 会館）
 - 文化祭（13 会館）
 - スポーツ大会（10 会館）
 - 各種文化教室等（9 会館）
- ・ 平成 20 年度
 - 日本文化紹介プログラム等（7 会館）
 - 文化祭（10 会館）
 - スポーツ大会（5 会館）
 - 各種文化教室等（8 会館）

《中期計画》

地域交流事業などの拠点としての役割を強化するため、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せてその稼働効率を向上させる。各留学生寄宿舍等における年間稼働率を平成 15 年度比で中期目標期間中平均 25% 向上させる。

《実績》

施設利用の促進を図るため、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。

平成 16 年度	稼働率	38%
平成 17 年度	稼働率	39%
平成 18 年度	稼働率	39%
平成 19 年度	稼働率	39%
平成 20 年度	稼働率	43%

（参考）平成 15 年度 稼働率 30%

稼働率：同一施設の稼働日数を貸し出し日数で除したものの。

《中期計画》

入居者に対し施設利用に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、また、調査から得た意見・要望結果をサービス向上に生かす。

《実績》

国際交流会館等では、入居者の意見を常時聴くための意見箱を設置して意見を聴取した。また、入居者に対して満足度アンケートを実施して肯定的な評価が得られた。

平成16年度	肯定的な評価	93%
平成17年度	肯定的な評価	94%
平成18年度	肯定的な評価	95%
平成19年度	肯定的な評価	95%
平成20年度	肯定的な評価	95%

聴取意見に基づく改善状況

祖師谷国際交流会館シャワー室の老朽化防止工事(19年度)、大阪第二国際交流会館のキッチンを整備(19年度)し、テーブル・椅子等を入れ替え(19年度)、兵庫国際交流会館の鳩よけネットを設置(20年度)した。また、大阪第二及び大阪日本語教育センター・兵庫国際交流会館のエアコンを取り替え、居住性の改善を行った。

留学生宿舎の入居率(年間)

国際交流会館等の入居率は、以下のとおり。

平成16年度	入居率	85%
平成17年度	入居率	89%
平成18年度	入居率	88%
平成19年度	入居率	87%
平成20年度	入居率	88%

《中期計画》

上記活動に関する事例集の作成を行い、関係機関に提供する。

《実績》

アンケートや意見箱等により意見の聴取やサービスに関する次の事例の収集・分析を行い、事例集を作成し、関係機関へ送付した。

< 内容 >

- ・入館及び退館時の諸問題について
- ・オリエンテーションについて
- ・学生相談(トラブル・悩み)について
- ・クレームについて
- ・地域交流事業実施について
- ・参考資料(RA 制度、入居者アンケート)

< 情報提供 >

- ・ホームページによる情報提供
- ・メーリングリストによる提供 606 団体(個人も含む)
- ・冊子の送付 1191 大学等

《中期目標》

(3) 留学生宿舎建設等への助成

留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと。

また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握すること。

《中期計画》

(3) 留学生宿舎建設等への助成

地方公共団体等から申請があった場合には機動的に対処できるよう体制の整備を進める。

《実績》

平成 16 年度、「留学生宿舎建設奨励事業実施規程」を制定し、留学生のための低廉かつ良質な宿舎確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し助成を行った。また、ホームページの掲載及び大学等への案内送付により周知を図った。

平成 16 年度	財団法人大学セミナーハウス	交付額 ; 33,158,000 円
平成 17 年度	同志社大学	交付額 ; 23,036,000 円
平成 18 年度	立命館アジア太平洋大学	交付額 ; 40,000,000 円
平成 19 年度	東洋大学	交付額 ; 40,000,000 円
平成 20 年度	東洋大学(19 年度より継続)	交付額 ; 16,611,000 円

《中期計画》

留学生の宿舎ニーズ、各地域の住宅や家主の状況、大学・地方公共団体・民間企業等の協力の実情等を総合的に考慮して低廉で良質の宿舎を効率的に確保できるよう「指定宿舎事業」の見直し、改善を行う。

《実績》

指定宿舎事業の実施状況

平成 18 年度に策定した改善計画に基づき、大学に「指定宿舎事業」に関する調査・分析を行い、これを踏まえ、平成 19 年度事業の見直しに着手し、平成 19 年度をもって事業を終了した。

平成 16 年度	契約数 1,000 戸
平成 17 年度	契約数 1,040 戸
平成 18 年度	契約数 1,146 戸
平成 19 年度	契約数 1,242 戸

留学生借上げ宿舎支援事業の実施

平成 16、17 年度に実施した調査の結果及び平成 18 年度に実施した制度の見直し、改善計画の立案のための検討会議の審議内容を踏まえ、平成 20 年度から大学に対する支援を行う「留学生借り上げ宿舎支援事業」を実施。

平成 20 年度	申請校数	28 校
	支援件数	(単身)308 部屋
		(世帯)4 世帯
	(ショートステイ)14 校 243 世帯	

《中期目標》

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

日本留学試験は、国内外において一斉に実施され、多くの大学が留学生の入学者選抜の一環として利用しているものであり、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施すること。特に、良質の問題を作成するため、問題作成の体制の整備を図ること。

《中期計画》

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

得点等化・標準化、海外実施の場合の複数問題準備、試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。また、出題後の問題分析、利用大学の改善意見の聴取、「日本語教育センター」との連携強化等、試験問題の質の向上のための方策を具体化する。

《実績》

各回試験実施後に得点等化処理を行い、成績通知及び成績照会に供した。また、海外実施地の時差等に対応するために、試験問題を複数フォーム作成し、試験を実施した。

試験監督に関するマニュアルを、全ての実施協力者に配付するとともに、試験の実施を担当する全ての大学等に対し、当該マニュアルに基づく試験実施方法等に関する説明会を開催することにより、厳正、公正な実施に努めた。平成 18 年度、平成 19 年度及び平成 20 年度に試験問題作成にかかる委員、専門員及び客員研究員を増員し、試験問題作成体制を強化した。平成 19 年度に大学の協力を得て日本留学試験のアンケート調査を行った。その際、各試験科目についても意見をうかがい、実施委員会で集計結果を報告するとともに問題作成関係委員にフィードバックし問題作成に反映した。本機構の日本語教育センターの教員には平成 18 年度、平成 19 年度に試験問題に関してアンケート調査を実施し、結果について問題作成関係者にフィードバックした。また、平成 20 年度に本機構の日本語教育センターを始めとする日本語教育機関の協力を得て、日本語科目改善のための試行調査・試行試験を実施し、受験者の負担が多い聴解・聴読解の時間を減らし、記述及び読解領域を重視する等の改善案を策定した。

《中期目標》

(2) 利活用の拡大

我が国への留学希望者にとって利用しやすい試験となるよう、海外の実施国・都市の数を15年度実績(9か国・12都市)以上とすること。また、本試験を利用した渡日前入学許可が拡大するよう、大学等に対する広報等を充実すること。

《中期計画》

(2) 利活用の拡大

試験の海外の実施国・都市の数を平成15年度実績以上とする。

《実績》

平成15年度に9か国・12都市で実施していたが、平成16年度にヤンゴン(ミャンマー)とウラジオストク(ロシア)を、平成17年度にニューデリー(インド)を、平成18年度にコロンボ(スリランカ)を新規に追加し、現在13か国・16都市での実施となっている。また、平成20年度に、実施国増設を図るため、香港実施のための計画を策定した。

《中期計画》

大学等への広報活動の充実等を工夫し、渡日前の大学等入学許可の件数を60大学を目標にその拡大を図る。

《実績》

平成15年度に43大学であったが、平成16年度に45大学、平成17年度に60大学、平成18年度に62大学、平成19年度に63大学、平成20年度に66大学となった。留学生事業計画課と連携協力し、平成20年度私費外国人留学生学習奨励費の大学への推薦数の割当について、渡日前入学許可実施大学には優先枠を設けることを私費外国人留学生学習奨励費選考委員会に諮り平成19年度に決定した。

《中期計画》

試験の利活用に関する広報を推進するとともに、「日本留学フェア」の機会や支部の機能を活用して計画的に情報提供、利用促進を図る。

《実績》

留学生研究協議会などの留学生事業に関するイベントや会議における本機構の事業説明では、必ず日本留学試験の紹介を含めている。また、留学情報センターと連携協力し、日本留学フェアの全体説明では必ず日本留学試験について言及する、外国人学生のための進

学説明会では日本留学試験専用のブースを設置するなどの広報に努めてきた。また、日本留学同窓会等の関係機関に、試験問題集等の書籍を送付し、利用者の閲覧に供する等広報を行った。

《中期目標》

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

学生のニーズ等を適切に踏まえ、教育内容や教育方法の改善を進めること。また、修了者にアンケートを行い、教育内容等について、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

《中期計画》

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

主として国費留学生及び外国政府派遣留学生を受け入れ、質の高い教育を提供する。また、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生、基礎教科の予備教育を希望する学生等の受入れ等に配慮する。

《実績》

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）における、日本語教育センターの入学定員、運営体制等の見直しの方針を踏まえ、平成 19 年度に学則を改正し、平成 20 年度には入学定員の縮減や私費留学生を多数受入れている専科課程の廃止を行った。（入学定員：平成 19 年度 725 名 平成 20 年度 540 名 185 名）

平成 20 年度に教職員の定員の削減（ 3 名）を実施した。日本語教育センター教職員定員は平成 19 年度 49 人、平成 20 年度 46 人。外国政府派遣留学生の受入を重点的に行った。

学生の受け入れ状況

日本語教育センター（東京・大阪）において、評価項目に掲げる学生の受け入れは次の通りであった。
東京日本語教育センター

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受入れ数	376名	377名	380名	339名	246名
準備教育を希望する学生	53名	51名	42名	42名	32名
非漢字圏からの学生	192名	187名	208名	205名	162名
大学院進学を希望する学生	108名	135名	138名	106名	72名
基礎教科の予備教育を希望する学生	268名	242名	242名	233名	174名

大阪日本語教育センター

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受入れ数	425名	426名	381名	388名	238名
準備教育を希望する学生	28名	39名	35名	15名	8名
非漢字圏からの学生	75名	80名	55名	128名	105名
大学院進学を希望する学生	71名	57名	72名	40名	68名
基礎教科の予備教育を希望する学生	284名	272名	235名	278名	170名

卒業者の進学率（進学者数 / 進学希望者数）

中期目標期間の各年度の進学率は次の通りであった。

東京日本語教育センター

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
進学希望者数(A)	239名	255名	259名	249名	207名
進学者数(B)	228名	249名	253名	239名	205名
進学率(B/A)	95.4%	97.6%	97.7%	96.0%	99.0%

大阪日本語教育センター

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
進学希望者数(A)	247名	251名	228名	218名	244名
進学者数(B)	244名	248名	224名	214名	241名
進学率(B/A)	98.8%	98.8%	98.3%	98.2%	98.8%

《中期計画》

予備教育の質の向上のため、教材開発、進路別・能力別クラスの編成、施設設備の充実等を図る。また、国費留学生の教育に当たっては、少人数教育の実施を図るため必要な措置を講ずる。また、予備教育修了者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

《実績》

大学院進学者のための教材

平成17年度からセンター内で試用版を試験的に使用し、平成19年度に改訂試用版を完成させた。その後市販化に向けて校正及び加筆修正作業を進め、平成20年度に「実践 研究計画作成法 情報収集からプレゼンテーションまで」が発売された。

専修学校進学のための教材開発

平成 17 年度より始めた教材開発は、平成 18 年度に作成した「専門学校に進学する留学生のための日本事情」を授業で試用し、平成 19 年度に改訂を行った。平成 20 年度においては関連する補助教材、解説等を作成した。

非漢字圏からの留学生のための中級教材

平成 17、18 年度に「理系留学生のための日本語中級」本冊試用版を作成し、平成 19 年度には本冊と共に付属教材の「理系留学生のための日本語中級」漢字・語彙 vol.1～3、「理系留学生のための日本語中級」文型例文集の試用版を作成し、平成 20 年度に完成させた。また、平成 20 年度に漢字能力、語彙力の向上の教材「漢字に親しもう」の改訂を行った。

進学者のための日本事情教材

平成 17 年度に日本（人）と日本語に興味を持たせるための日本事情教材「クイズ日本事情・コミュニケーション力を高める 750」を作成した。

日本語・基礎教科について、学生の希望する進路別・プレースメントテスト結果及び学内試験の結果により能力別クラス編成を行い、それぞれのクラスに応じた授業内容とするよう努めた。

パソコン教室を設置したことにより、情報収集、レポート作成、研究計画書作成、プレゼンテーション準備等の指導のための環境が整備された。

平成 16 年度から、国費高専生に関し、1 クラス最大 20 名のクラス編成を行うところを 18 名以下とし非漢字圏の学生である国費高専生に対するきめ細かな指導を行った。

基礎科目聴講制度で、外部学生を平成 16 年度 5 名、平成 17 年度 4 名、平成 18 年度 12 名、平成 19 年度 6 名、平成 20 年度 15 名受け入れた。

修了者に対する調査結果に基づく業務の改善状況

平成 16 年度にアンケート調査を開始し、毎年度の調査結果に基づき、次の改善を行った。

- ・ 学生との個別相談や進路指導を強化し、きめ細かく相談指導を行った。
- ・ LL 教室の視聴覚教室機器を更新し、学習環境を整備した。
- ・ パソコン教室を設置した。
- ・ 課外活動の内容を精選し、余裕のあるスケジュールにした。

- ・ 学習用の図書を購入し図書室機能の充実を図った。
- ・ 教室廊下の壁を塗装し、施設の美観を保った。
- ・ 生活に関するきめ細かな手助けを行った。

修了者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境の改善のため、修了者に対するアンケート調査を毎年実施した。

- ・ 日本語教育センターに対する満足度調査
4段階による満足度調査で、「満足」の回答は、平成16年度～20年度まで、次の通りであった(東京;94%・97%・95%・95%・95%)、(大阪;96%・95%・95%・93%・94%)であった。
- ・ 個別項目に対する満足度調査
日本語の授業、日本語の教材、日本語の先生、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動の各項目について調査を行った結果、すべての調査項目について、毎年満足度は70%以上であった。

《中期計画》

海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教員の現職研修、教授法・カリキュラムの指導・助言及び教材の提供等活動の質的向上を図る。

《実績》

平成16年度より海外の予備教育機関との連携、指導、協力を推進した、初年度はマレーシア工科大学高専予備教育センター日本語科主任に対し研修を実施したが、その後は他機関からの要請を受けて研修を実施した。5年間でマレーシア(マレーシア工科大学1名、マレーシア教育省1名、マラ工科大学1名)、インドネシア(ダルマプルサダ大学1名)、フィリピン(フィリピン日本語文化学院1名、マニラ大学1名)、台湾(景文技術学院1名、国立高雄第一科技大学1名、立德管理学院1名、実践大学1名、国立高雄餐旅学院1名)、中国(遼寧省瀋陽市朝鮮族第一中学校1名)、ベトナム(タンロン大学1名)、タイ(タイ国元日本留学生協会1名、チェンマイ大学1名、アサンプション大学1名、ソクタイ商科大学1名、タマサート大学1名)、韓国(梨花女子大学1名)からの外国人日本語教員を受け入れた。また、中国、長春にある東北師範赴日予備学校へ毎年3名の教員を派遣した。なお、派遣期間は3月中旬から7月末までである。

《中期目標》

(2) 日本理解の促進

将来、日本と各国との友好促進のリーダーとなりうる人材の育成を目指し、教育の一環として、日本人各層との交流等を通じ、日本の文化、事情等の日本理解を促進すること。

《中期計画》

(2) 日本理解の促進

日本人各層との交流事業として、「日本語教育センター」の留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を推進する。

《実績》

国際理解教育授業等への参加状況

平成16年度から留学生の国際理解教育授業への参加や日本人各層との交流、及びホームステイ等への参加を進めてきたが、国際理解教育授業等を行う小学校が児童防犯対策等のため各種交流行事を縮小してきたことや学生受入見直しによる入学定員の縮減等により留学生の参加人数は減少したものの、平成20年度の学生参加率は平成16年度を上回った。また、修了者アンケートの交流に関する回答は毎年80%以上の満足を得ている。

平成16年度

	東京	大阪	計
国際理解教育授業への参加	219名(14校)	202名(5校)	421名(19校)
小・中・高・大学生・社会人との交流	1,510名(75件)	1,004名(36件)	2,514名(111件)
ホームステイ等への参加	145名(12か所)	11名(2か所)	156名(14か所)

平成17年度

	東京	大阪	計
国際理解教育授業への参加	254名(21校)	128名(3校)	382名(24校)
小・中・高・大学生・社会人との交流	1,400名(56件)	1,036名(35件)	2,436名(91件)
ホームステイ等への参加	147名(14か所)	13名(1か所)	160名(15か所)

平成18年度

	東京	大阪	計
国際理解教育授業への参加	210名(8校)	41名(5校)	251名(13校)
小・中・高・大学生・社会人との交流参加	1,577名(50件)	761名(23件)	2,338名(73件)
ホームステイ等への参加	110名(11か所)	14名(1か所)	124名(12か所)

平成19年度

	東京	大阪	計
国際理解教育授業への参加	276名(9校)	38名(6校)	314名(15校)
小・中・高・大学生・社会人との交流参加	1,154名(42件)	439名(18件)	1,593名(60件)
ホームステイ等への参加	101名(11か所)	15名(1か所)	116名(12か所)

平成20年度

	東京	大阪	計
国際理解教育授業への参加	293名(9校)	98名(5校)	391名(14校)
小・中・高・大学生・社会人との交流参加	1,021名(19件)	1,709名(42件)	2,100名(61件)
ホームステイ等への参加	86名(9か所)	76名(4か所)	162名(13か所)

《中期目標》

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学生交流推進のため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供、相談の充実を図るとともに、ホームページの内容の充実を図り、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成 15 年度実績以上とすること。また、「日本留学フェア」の開催、事務所の設置など海外における情報提供・相談機能の強化を図ること。

《中期計画》

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

支部 2 か所において留学情報の提供や相談業務を充実し、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化する。また、留学情報センターの利用の拡大を図るため、開館時間の延長や利便性の高い場所での相談活動の実施等により、活動の充実を図るとともに、本部との連携を密にホームページ等による学生等及び大学等に対する情報提供機能を高める。その際、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成 15 年度実績以上とする。

このほか、留学生交流に関する事項について、広く大学等の教職員に情報提供等を行うため、月刊「留学交流」を発行する。

《実績》

国内外の大学や教育機関の教育体制・教育内容、留学手続きの方法、奨学金等の情報に関する各種書籍、カタログ等留学の関連資料を収集し、日本留学希望者や海外留学希望者等に対する情報提供を行うとともに、留学手続きや奨学金等に関する留学相談を行った。

日本留学情報パンフレットの多言語化

各国の日本留学希望者に正確で公正な留学情報を提供するために、日本留学情報パンフレット「Student Guide to Japan」を多言語（8 か国語）で作成した。

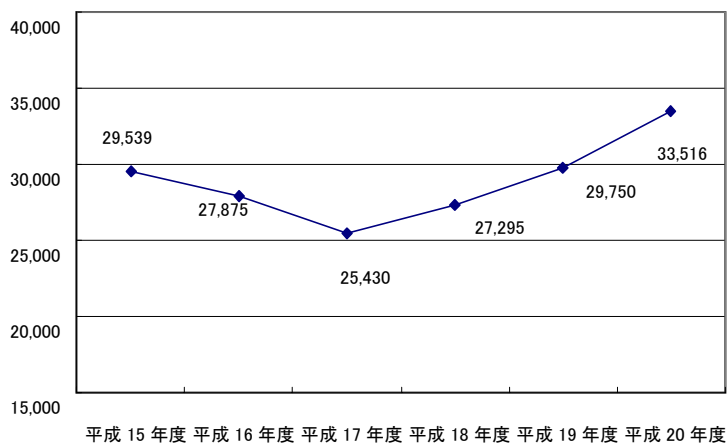
ホームページの多言語化

留学生支援のホームページについて 8 か国語で対応するなど、多言語化への取組みを行った。また、海外 4 事務所すべてにホームページを開設し、内容を充実させた。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ホームページの多言語化	8か国語	8か国語	8か国語	8か国語	8か国語
海外事務所ホームページの開設	2事務所	4事務所	4事務所	4事務所	4事務所

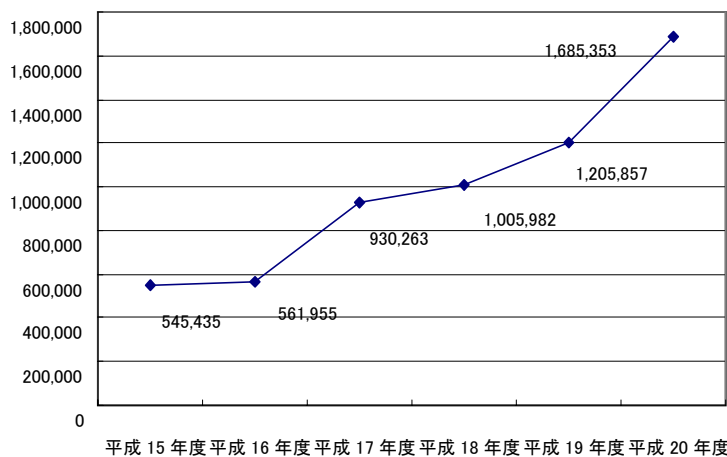
留学に関する照会件数

中期目標期間中の照会件数は、年度による増減は見られたが、平成20年度においては33,516件となり、平成15年度の13.5%増となった。



ホームページアクセス件数

中期目標期間中のアクセス件数は、各年度着実に増加しており、平成20年度においては1,685,353件となり、平成15年度の約3倍となった。



月刊「留学交流」の発行状況

日本留学・海外留学に関する様々なテーマを取り上げ、これらのテーマで論文、事例を紹介し、大学等機関の教職員や国際交流担当者に有益な情報を提供した。

出版物の作成・刊行状況

	出版物名	内容	中期目標期間中の作成部数
日本留学	Student Guide to Japan	日本留学総合案内	8カ国語 424,500 部
	Index of Majors	日本の大学の専攻別索引	英文 37,000 部
	Japanese Colleges and Universities	日本の4年制大学の総合案内書	英文 15,000 部
	私費外国人留学生のための大学入学案内(監修)	日本の大学の入試案内書	和文 19,000 部
	日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文 33,000 部
海外留学	海外留学の手引き2005	留学総合案内書	和文 2,500 部
	私がつくる海外留学	留学総合案内書	和文 39,000 部
	海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文 46,000 部
共通	月刊「留学交流」	留学交流に関する専門誌	和文 180,000 部

サテライト機能強化

サテライト機能として、北海道支部と東海支部に留学情報デスクを設置した。また、神戸サテライトにおいて、土日祝日に海外留学説明会（個別相談会）を実施した。

《中期計画》

海外留学情報と併せて現地での入学案内等を総合的に提供するサービス機関として、海外事務所の体制を整備する。

その際には、元日本留学生や日系企業の広報スタッフ等現地での適材を確保するよう工夫する。

《実績》

海外事務所において、現地の日本留学説明会に積極的に参加するなど、留学情報提供サービスの充実を図った。また、海外拠点のあり方について検討し、現在の4事務所（インドネシア、韓国、タイ、マレーシア）の機能充実及び体制整備方針を策定するとともに、インドネシア事務所については、利用者の利便性を考慮の上、総合的な情報提供ができるように、平成18年度には同じビル内の日本関係機関と同フロアに移転した。また、タイ事務所については、ホームページを改修するなど、留学情報提供サービスの充実を図った。さらに、留学情報センター職員が海外事務所へ出張し、業務管理体制の整備と充実を図る

とともに、出張の際に在外日本大使館、元日本留学生会、国際交流基金等を訪問し、日本留学希望者の意見や傾向について意見交換することにより、在外機関との連携を図った。なお、中期計画期間中に採用した海外事務所職員は日本留学又は日本語教師の経験者である。

《中期計画》

「日本留学フェア」の開催などにより留学情報の提供の機会を充実する。その場合、特に日本への留学生の少ない地域の中からも対象地域を選んで、重点的に留学情報の提供を行う。

《実績》

日本の大学等の参加を得て「日本留学フェア」を開催し、日本の高等教育の現状及び個々の大学の教育、研究上の特色等、日本留学に関する情報提供を行うとともに、参加大学等による参加者への個別的な情報提供及び留学に関するセミナー開催等を行った。この他、日本留学セミナーを実施した。また、日本留学フェアでは平成19年度からインドでの実施を始めると共に、日本留学セミナーではカザフスタンやシンガポール等、留学生の少ない地域で実施した。

「日本留学フェア」実施状況
(平成16年度～平成20年度)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施国・地域数	8か国・地域	9か国・地域	9か国・地域	10か国・地域	10か国・地域
実施都市	12都市	15都市	18都市	18都市	19都市
ブース参加機関数(延べ数)	292大学等	433大学等	484大学等	528大学等	570大学等
資料参加機関数(延べ数)	—	—	—	37大学等	69大学等
ポスター参加機関数(延べ数)	—	—	—	18大学等	25大学等
来場者数(合計)	22,252名	20,323名	23,455名	33,009名	32,039名

※参加機関数は、実施国・地域毎の延べ参加数

※平成16年度～平成18年度の2都市実施国・地域については、2都市参加とした。

※平成19年度の2都市実施国・地域については、1都市のみの参加も可とした

○ 「日本留学セミナー」実施状況
(平成16年度～平成20年度)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施国数	6か国	7か国	7か国	4か国	6か国
実施都市	6都市	8都市	8都市	5都市	7都市
来場者数(合計)	約2,100名	約3,300名	約2,500名	約2,700名	約3,900名

《中期計画》

東京国際交流館の国際交流拠点としての機能の一層の活性化、様々な活動、行事のための利用率を高めるため、利用料金の見直しや周辺施設との協働等経営的発想を強化し経営効率を改善向上させる。中期目標期間中に年間稼働率（利用日数／利用可能日数）を平成15年度比で50%増する。

《実績》

年間稼働率

平成16年度	49.3%
平成17年度	53.1%
平成18年度	63.2%
平成19年度	76.0%
平成20年度	80.5%

（参考）平成15年度 45.0%

収支状況

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	28,918千円	38,984千円	36,779千円	50,456千円
支出	467,417千円	452,265千円	440,023千円	445,268千円
収入－支出	△438,499千円	△413,281千円	△403,244千円	△394,812千円

施設利用料金等見直しの実施

収入増と利用者拡大を併行して達成するため、利用者アンケートの結果や周辺他施設との比較検討をもとに、より多くの顧客層にPRしやすく、かつ公的施設として割安な料金体系を構築した。また利用内容、形態に応じた割引制度を導入した。（平成19年4月施行）

平成13年度から加入している臨海副都心まちづくり協議会において、加入企業等近隣施設への施設利用の働きかけとイベント情報のメール送信、国際研究交流大学村を構成する日本科学未来館及び産総研臨海副都心センターにおいて施設案内パンフレット等の配布を行うなど、周辺施設との協力体制を強化した。

東京国際交流館プラザ平成について、国際研究交流大学村における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、企画・管理・運営業務に関し、平成19年度に「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」に基づいて民間競争入札を実施した。

プラザ平成の企画・管理・運営業務について、平成19年度中に選定した受託者により業務を実施した。

平成 20 年度の実施結果は以下のとおりであった。

- ・ 会議施設稼働率

	国際交流会議場及びメディアホール		会議室5室	
	平成20年度	確保されるべき質	平成20年度	確保されるべき質
機構外利用稼働率	20.2%	8.0%以上	17.6%	10.1%以上
機構外利用のうち国際交流に関する催事に係る稼働率	7.7%	2.1%以上	5.2%	2.1%以上

会議施設の機構外利用稼働率とは、以下の算定式により求められた比率をいう。

機構外利用稼働率(%) = 利用回数累計(利用区分単位)(機構利用分を除く。) ÷ (貸出対象施設数 × 利用区分 × 開館日数)

具体的には、各会議施設毎に午前、午後、夜間の3区分 × 各室数(2室または5室) × 開館日数を分母とする。

- ・ 徴収料金

	平成20年度	確保されるべき質
会議施設利用料金	54,004,857円	
研修宿泊室宿泊料金	2,092,000円	
計	56,096,857円	年間31,600千円以上

徴収料金とは(光熱水料を除く。)とは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに1年間とし、その期間内において会議施設等の利用があり、既に料金を徴収している、あるいは請求書を発行しているものの合計額から光熱水料等を差し引いた額のこと。

「確保されるべき質」は、平成19年11月に決定された東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業民間競争入札実施要項において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」として受託者に求めた質のことである。

《中期目標》

(2) 国際的なセミナー等の開催

国際的なセミナー、シンポジウム等の開催等により、留学生交流の推進を図ること。

《中期計画》

(2) 国際的なセミナー等の開催

留学生の適切な就労、居住環境に関する理解促進、地域ボランティア活動を通じた地域との交流、国際セミナー等様々な事業を企画・実施する民間団体等への支援を行う。

《実績》

国際医療技術学生合同セミナーを（財）国際医療技術交流財団と、また、史跡見学会を（財）母と学生の会と平成 16 年度から 20 年度にわたり共催実施することで、国際セミナー等様々な事業を企画・実施する民間団体等への支援を行った。

次のとおり、地域における交流会等を実施した。

- ・ 外国人留学生の史跡等見学会（H16, 17, 18, 19, 20）
- ・ 国際医療技術学生合同セミナー（H16, 17, 18, 19, 20）

《中期計画》

国内外の大学等教育機関と共同して様々な専門分野について意見を交換し、また交流親善を図るなど開発途上国の開発人材養成への協力を行う国際交流セミナー等の取組を支援する。

《実績》

国際大学交流セミナーは、平成 16 年度から平成 20 年度までに国内 36 大学（海外 11 か国・地域、52 大学）を採用、共催実施し、日本語学、工学、農学等幅広い専門分野のセミナーにおいて、専門家等の講義、学生間討議、施設見学、ホームステイ等を通じて主催大学と交流大学の意見交換・交流親善、学生交流を促進した。

東京国際交流館では以下のとおりセミナー等を実施した。

- ・ 国際シンポジウム（H16:1 件、H17:1 件、H18:1 件、H19:1 件、H20:1 件）
- ・ 交流研究発表会（H17:年間 5 回、H18:年間 4 回、H19:年間 4 回、H20:年間 4 回）
- ・ 東京国際交流館国際塾（H17:年間 4 回、H18:年間 3 回、H19:年間 4 回、H20:年間 4 回）

《中期目標》

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実

留学生交流の意義を高めるため、帰国留学生のデータベースの作成等により、留学生の帰国後のフォローアップを充実すること。

《中期計画》

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実

母国で教育、学術研究等に携わる帰国留学生に対して、再来日して出身大学等で研究の機会を与え、留学効果の向上を図る支援プログラムを推進する。

《実績》

帰国外国人留学生短期研究制度

平成 16 年度	40 大学 14 か国・地域	57 名
平成 17 年度	44 大学 20 か国・地域	58 名
平成 18 年度	42 大学 17 か国・地域	60 名
平成 19 年度	49 大学 15 か国・地域	63 名
平成 20 年度	40 大学 15 か国・地域	65 名

帰国外国人留学生研究指導事業

平成 16 年度	8 大学	8 組 10 名
平成 17 年度	5 大学	5 組 5 名
平成 18 年度	9 大学	9 組 10 名
平成 19 年度	8 大学	8 組 10 名
平成 20 年度	11 大学	11 組 11 名

帰国外国人留学生による専門資料送付制度

平成 16 年度	延べ 20 か国 251 名
平成 17 年度	延べ 21 か国 231 名
平成 18 年度	延べ 18 か国 248 名
平成 19 年度	延べ 27 か国 360 名
平成 20 年度	延べ 30 か国 326 名

帰国外国人留学生データベース事業

平成 16 年度	未入力データの入力
平成 17 年度	フォローアップ施策として、メールマガジン枠組み検討
平成 18 年度	メールマガジンパイロット版発行、モニター意見聴取
平成 19 年度	帰国外国人留学生メールマガジンを 7 月より隔月で 5 回配信
平成 20 年度	帰国外国人留学生メールマガジンを隔月で 6 回配信

《中期目標》

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等において学生支援業務を担当する教職員に対するテーマ別研修会を全国又は地区毎に開催するとともに、研修内容の充実を図ること。その際、各研修会の参加者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

《中期計画》

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等学生支援担当教職員に対するスキルアップ研修の内容を充実するために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに効果的に実施する。研修事業については、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化を進める。また、各研修会に参加した教職員の満足度に関する調査を新たに行い、対象者 70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、当該調査に基づき研修内容・方法等の見直しを図る。

- () 学生指導関連の研修会
- () 学生相談関連の研修会
- () 就職指導関連の研修会
- () 修学指導関連の研修会
- () 留学生交流関連の研修会

《実績》

研修参加者へのアンケート調査結果等、大学の学生支援担当教職員からのニーズ及び有識者の意見等を踏まえ、各個別の研修会について、分科会の人数の少人数化、参加対象の拡大、研修方法の見直し、体系的な研修プログラムの開発、研修事業のマニュアル化など効率的・効果的な運営実施を推進するとともに、以下の通り研修事業の見直し・重点化を図った。

「地区就職指導担当職員研修会」について、体系的なプログラムの開発という観点から研修内容・方法等の見直しを行い、平成 18 年度をもって廃止した。

平成 17 年度まで実施した「全国大学メンタルヘルス研究会」と「全国学生相談研究会」については、効率化・合理化の観点から研修内容・方法等の見直しを行い整理統合を図り、新たに「学生支援合同フォーラム」として開催した。

「留学生交流研究協議会」について、3 地区開催を合理化の観点から整理統合し、1 地区開催とした。

大学等の学生支援担当教職員からのニーズを踏まえ、体系的な研修プログラムを新たに開発、新たに実施した。

- ・ 学生相談インターカーセミナー
- ・ キャリア支援研修会

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 20 年度に「全国学生指導研究集会」と「厚生補導研究協議会」を「全国学生指導研修会」に合理化の観点から整理統合し、「厚生補導事務研修会」及び「教務事務研修会」の廃止を決定した。

平成 20 年度、外部有識者からなる「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」を設置し、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）で提示された「各大学等における取組が十分でなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選する」観点を踏まえ、見直しの方向性をとりまとめるなど、研修事業の重点化を推進した。

平成 16 年度～平成 20 年度において、学生指導関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

全国学生指導研究集会

- ・ 目的：学生指導に関する研究成果の発表と参加者相互の研究討議を通じて、学生指導業務の改善と発展の方策について研究する。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

平成 20 年度に「全国学生指導研究集会」と「厚生補導研究協議会」を合理化の観点から統合し、「全国学生指導研修会」とした。

地区学生指導研修会

- ・ 目的：学生指導業務を適正かつ円滑に処理するために、必要な知識・方策を研究・習得することにより、学生指導担当職員の資質の向上を図る。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の事務職員

各年度とも、北海道、東北、東京・関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の計 7 地区で実施した。

厚生補導研究協議会

- ・ 目的：学生の厚生補導に関する諸問題について研究協議し、大学・短期大学及び高等専門学校における厚生補導業務の改善充実に資する。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の新任部課長
平成 20 年度に「全国学生指導研究集会」と「厚生補導研究協議会」を合理化の観点から統合し、「全国学生指導研修会」とした。

厚生補導事務研修会

- ・ 目的：学生の指導及び学生関係施設・設備の管理運営等、厚生補導業務の円滑な処理に必要な知識を習得させるとともに、中堅職員たるにふさわしい資質を養わせる。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の課長補佐・係長等

各年度における参加者数は次の表のとおり。

研修等名称 / 年度	16	17	18	19	20	(名)
全国学生指導研究集会	394	304	323	303		
全国学生指導研修会					240	
地区学生指導研修会						
（北海道）	38	42	39	49	54	
（東北）	49	49	59	56	62	
（東京・関東甲信越）	58	57	102	111	130	
（東海・北陸）	68	59	77	75	98	
（近畿）	79	109	124	116	127	
（中国・四国）	93	106	91	80	96	
（九州）	47	71	82	113	87	
厚生補導研究協議会	66	117	130	129		
厚生補導事務研修会	121	223	182	173	228	

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

各研修会参加者にアンケートをとり、回収したアンケートのうち、1 十分満足した 2 概ね満足した 3 あまり満足できなかった 4 全く満足できなかった の4項目より1もしくは2を選択した回答の割合を満足度とする。

（満足度 = 1、2 を選択した回答者数 / 全回答者数（%））

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
全国学生指導研究集会	81.7	92.8	87.2	89.8	
全国学生指導研修会					92.4
地区学生指導研修会					
（北海道）	97.3	97.6	97.4	97.9	86.3
（東北）	100.0	96.0	93.2	94.1	100.0
（東京・関東甲信越）	96.5	90.9	91.1	90.7	93.5
（東海・北陸）	98.4	76.3	90.9	95.8	93.8
（近畿）	90.9	97.3	96.5	97.3	95.1
（中国・四国）	95.3	87.1	94.4	100.0	95.8
（九州）	95.7	94.1	96.3	98.1	98.8
厚生補導研究協議会	98.5	92.1	91.2	93.9	
厚生補導事務研修会	95.0	94.2	92.1	93.9	90.7

(%)

平成 16 年度～平成 20 年度において、学生相談関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

メンタルヘルス研究協議会

- ・ 目的：学生のメンタルヘルスについて研究協議を行い、正しい知識の修得と理解を深め、メンタルヘルスに対する支援活動の啓発と普及を図る。
- ・ 募集対象：各地区の国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員
 なお、平成 16 年度及び平成 20 年度は全国の研究協議会を実施し、平成 17 年度～平成 19 年度は、北海道・東北、北関東・甲信越、東京、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の計 7 地区でそれぞれ実施した。

全国大学保健管理研究集会

- ・ 目的：学生が心身とも健康で、有意義な生活が送れるように、各大学において取り組んでいる保健管理の経験及び種々の問題に関する調査、研究の成果を発表、討議することにより、大学における保健管理の一層の充実と発展を図る。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校等における保健管理業務の担当者及び研究者

平成 16 年度～平成 17 年度において、学生相談関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

全国大学メンタルヘルス研究会

- ・ 目的：学生等の生活上の諸問題について、各大学等の調査、実績と研究の成果を発表し、意見交換を行うことにより、大学等における精神衛生に関する機能の一層の充実を図る。
- 募集対象：国公立大学等保健管理業務に従事する精神科医・カウンセラ - 等

全国学生相談研究会議

- ・ 目的：学生相談機能が学生等の人間形成を促すものとして大学教育の一環としての位置付けが必要であるという社会的要請に応えるべく、これまでの実践を踏まえつつ新たな学生相談活動の在り方を検討し、学生相談機能の充実を図る。
- ・ 募集対象：国公立大学等で学生相談に従事する教職員

平成 18 年度～平成 20 年度において、学生相談関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

学生支援合同フォーラム

- ・ 目的：精神科医やカウンセラー等の専門家による研究報告、事例研究と、両者の相互理解を深め連携体制を築くための合同企画を実施し、大学等における精神衛生及び学生相談に関する機能の充実を図る。
- ・ 募集対象：学生の相談業務、精神衛生業務に関わる国公立大学・短期大学・高等専門学校等の教職員

学生支援合同フォーラムは、平成 17 年度まで実施した上記(3)(4)について、効率化・合理化の観点から研修内容・方法等の見直しを行い整理統合を図り、平成 18 年度から新たに実施したものである。

学生相談インターカーセミナー

- ・ 目的：学生相談や対応窓口に関わる教職員に必要となる、特に初回対応時における心構えや基本的な知識を習得させ、資質の向上を図る。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

学生相談インターカーセミナーは、大学等の学生支援担当教職員からのニーズを踏まえ、平成 18 年度から新たに実施したものである。

各年度における参加者数は次の表のとおり。

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
メンタルヘルス研究協議会(全国)	281				540
〃 (北海道・東北)		75	83	99	
〃 (北関東・甲信越)		69	73	72	
〃 (東京)		47	101	88	
〃 (東海・北陸)		79	104	101	
〃 (近畿)		59	85	108	
〃 (中国・四国)		77	75	64	
〃 (九州)		69	85	84	
全国大学保健管理研究集会	763	742	747	659	783
学生相談インターカーセミナー			331	276	300
学生支援合同フォーラム			184	272	385
全国大学メンタルヘルス研究会	95	85			
全国学生相談研究会議	86	80			

(名)

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

各研修会参加者にアンケートをとり、回収したアンケートのうち、1 十分満足した 2 概ね満足した 3 あまり満足できなかった 4 全く満足できなかった の4項目より1もしくは2を選択した回答の割合を満足度とする。

(満足度 = 1、2 を選択した回答者数/全回答者数(%))

研修等名称/年度	16	17	18	19	20
メンタルヘルス研究協議会(全国)	85.2				89.0
〃 (北海道・東北)		98.6	98.6	98.8	
〃 (北関東・甲信越)		96.7	96.7	95.0	
〃 (東京)		91.9	98.8	95.1	
〃 (東海・北陸)		95.9	97.8	94.8	
〃 (近畿)		100.0	89.9	88.1	
〃 (中国・四国)		91.1	90.5	96.4	
〃 (九州)		87.9	98.7	97.4	
全国大学保健管理研究集会	89.0	96.9	84.7	96.4	96.8
学生相談インテーカーセミナー			91.5	91.3	94.3
学生支援合同フォーラム			95.7	93.2	93.2
全国大学メンタルヘルス研究会	89.0	88.7			
全国学生相談研究会議	100.0	100.0			

平成 16 年度～平成 18 年度において、就職指導関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

地区就職指導担当職員研修会

- ・ 目的：学生の就職指導業務を適正かつ円滑に処理するための知識・方策を研究・修得することによって、就職担当職員の資質の向上を図る。
- ・ 募集対象：国公私立大学・短期大学・高等専門学校の就職指導・支援業務に従事する職員

各年度とも、北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿・中国・四国、九州の計6地区で実施した。なお、体系的なプログラムの開発という観点から研修内容・方法等の見直しを行い、平成 18 年度をもって当研修会を廃止した。

平成 18 年度～平成 20 年度において、就職指導関連の研修会として、次の研修会を実施した。

キャリア支援研修会

- ・ 目的：大学等における学生への総合的・実践的なキャリア支援の充実を図るため、キャリア支援業務に携わる教職員を対象に必要とする資質・能力を身に付けさせる。
- ・ 募集対象：国公私立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

キャリア支援研修会は、大学等の学生支援担当教職員からのニーズを踏まえ、平成 18 年度から新たに実施したものである。

各年度における参加者数は次の表のとおり。

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
地区就職指導担当職員研修会					
（北海道）	17	15	22		
（東北）	14	25	30		
（関東・甲信越）	22	51	63		
（東海・北陸）	31	49	54		
（近畿・中国・四国）	24	54	77		
（九州）	18	39	43		
キャリア支援研修会			57	118	117

（名）

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

各研修会参加者にアンケートをとり、回収したアンケートのうち、1 十分満足した 2 概ね満足した 3 あまり満足できなかった 4 全く満足できなかった の4項目より1もしくは2を選択した回答の割合を満足度とする。

（満足度 = 1、2 を選択した回答者数 / 全回答者数（%））

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
地区就職指導担当職員研修会					
（北海道）	93.8	93.3	100.0		
（東北）	100.0	92.0	100.0		
（関東・甲信越）	90.8	90.2	92.1		
（東海・北陸）	96.8	91.8	96.3		
（近畿・中国・四国）	91.7	96.3	93.5		
（九州）	100.0	97.5	93.0		
キャリア支援研修会			87.5	97.2	100.0

平成 16 年度～平成 20 年度において、修学指導関連の研修会として、次の研修会を実施した。

教務事務研修会

- ・ 目的：大学改革の推進等により、大学の教務事務も複雑多岐にわたることから、担当職員に教務事務の円滑な処理に必要な知識を修得させるとともに、教務事務について協議・意見交換を行うことにより、教務事務に携わる職員の意識及び資質の向上を図る。
- ・ 募集対象：国公立大学の教務関係担当職員

各年度における参加者数は次の表のとおり。

（名）

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
教務事務研修会	79	125	276	267	267

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

(%)

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
教務事務研修会	98.7	94.3	94.6	95.9	97.3

平成 16 年度～平成 20 年度において、留学生交流関連の研修会として、関係機関と連携し、次の研修会を実施した。

留学生交流研究協議会

- ・ 目的：大学等における留学生受入れ体制を整備、充実するため、留学生の受入れ・派遣に関する諸問題について、関係大学等の教員、幹部事務職員等により研究協議を行う。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の教職員

平成 18 年度以降、合理化の観点から、3 地区開催を整理統合し、全国 1 箇所開催とした。

留学生担当者研修会

- ・ 目的：大学等において、留学生関係事務担当者(初任職員)に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図ることにより、我が国における留学生交流体制の整備充実に資する。
- ・ 募集対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の職員

各年度における参加者数は次の表のとおり。

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
留学生交流研究協議会(全国)			453	432	412
〃 (北海道・東北・関東)	352	343			
〃 (中部・近畿)	291	309			
〃 (中国・四国・九州)	195	170			
留学生担当者研修会	215	221	208	197	215

(名)

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

各研修会参加者にアンケートをとり、回収したアンケートのうち、「1 十分満足した 2 概ね満足した 3 あまり満足できなかった 4 全く満足できなかった」の4項目より「1」もしくは「2」を選択した回答の割合を満足度とする。

(満足度 = 1、2 を選択した回答者数 / 全回答者数 (%))

研修等名称／年度	16	17	18	19	20
留学生交流研究協議会(全国)			86.1	87.6	90.8
〃 (北海道・東北・関東)	89.0	80.5			
〃 (中部・近畿)	91.3	82.6			
〃 (中国・四国・九州)	97.2	79.3			
留学生担当者研修会	92.4	86.6	95.9	92.3	94.0

《中期目標》

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

転学、就職、ボランティア活動、メンタルヘルスなど、学生等の修学、進路選択、心身の健康等に関する情報・資料の収集・提供等の充実を図ること。

《中期計画》

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。

《実績》

月刊誌の発行状況

関係機関及び機構内の他部署と連携を図り、平成 16 年度から平成 20 年度まで、以下のとおり毎年度 13 回（毎月号 + 臨時増刊号）（毎号 5000 部）発行した。

・ 各号特集内容

[平成16年度]

月号	内 容	月号	内 容
4	高等教育行政の展望	10	育英奨学事業
5	学生相談50年ー今後の指針ー	11	障害学生支援
6	インターンシップ	12	国際化戦略と留学生交流
7	学生ボランティア	1	新年を迎えて
8	メンタルヘルスと学生支援	2	現代的教育ニーズ取組支援プログラム
9	就職	3	中央教育審議会答申

臨時増刊号:索引集(平成5年～平成16年度のバックナンバー)

[平成17年度]

月号	内 容	月号	内 容
4	高等教育行政の展望	10	短期大学の教育の充実
5	五月病ー環境の変化への対応ー	11	学生のキャリア形成
6	学生表彰	12	新時代の大学院教育
7	学生の消費者契約被害の防止対策	1	新年を迎えて
8	大学の地域貢献の促進	2	災害等 ー大学等の対応・危機管理ー
9	学園祭	3	高大連携

臨時増刊号:今後の教員養成・免許制度の在り方について(中間報告)

[平成18年度]

月号	内 容	月号	内 容
4	高等教育機関の展望	10	学生支援関連施設
5	学生相談-こころの成長支援-	11	学生の進路選択
6	新入生の受入体制	12	大学の広報活動
7	高等専門学校	1	新年を迎えて
8	学内交通問題	2	e-ラーニング
9	学生の修学環境整備-単位互換制度、編入学、高大連携について-	3	資質の高い教員養成推進プログラム

臨時増刊号:平成16年度学生生活調査報告

[平成19年度]

月号	内 容	月号	内 容
4	平成19年度高等教育行政の展望	10	障害学生支援
5	メンタルヘルス	11	奨学事業
6	インターンシップ	12	フィジカルヘルス
7	SD・FD	1	新年を迎えて
8	学生相談	2	大学運営への学生参加
9	情報化と学生支援	3	地域連携

臨時増刊号:平成17年度～平成18年度 大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査(結果)報告

[平成20年度]

月号	内 容	月号	内 容
4	平成20年度高等教育行政の展望	10	発達障害
5	初年次教育	11	SD・FD
6	生涯学習	12	経済支援
7	ポストドクター支援	1	新年を迎えて
8	大学施設・設備の活用	2	薬物乱用防止
9	危機管理	3	大学間連携

臨時増刊号:平成18年度学生生活調査報告

《中期計画》

大学等における学生支援の充実に資するため、() カウンセリング等の学生相談に関する情報、() インターンシップや就職指導等に関する情報、() 転学等に関する情報、() 心身に障害を持つ者等への支援に関する情報など、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的・効果的に収集し、各大学等に対して、提供するとともに、利用状況や要望を把握した上で学生支援情報データベースの構築等の基盤整備を計画的に推進する。

《実績》

以下のとおり、学生支援情報データベースの構築を進めるとともに、学生生活支援に関する様々な情報の提供の充実を図った。

平成 16 年度に、大学等を対象としたアンケート調査や訪問調査等により情報ニーズの把握を行い、平成 17 年度に、それらを基に当データベースのシステム構築を行うとともに、当データベースで提供する大学等の学生生活支援に関する事例等の情報を収集するための調査(「大学等における学生生活支援の実態調査」)を実施し、平成 18 年 6 月に当データベースの運用を開始し、全国の大学等における学生生活支援の取組、学生生活支援の担当窓口、学生生活支援に関する調査統計等の情報提供を始めた。

平成 18 年 12 月には、当データベースの利用状況や利用対象者の要望等を把握するために、大学等の学生生活支援業務に携わる教職員を対象としたアンケートを実施し、その要望等を踏まえ、平成 19 年 6 月に当データベースで提供する情報・機能の充実を図った。以下は追加した情報・機能。

- ・ 「『障害学生修学支援ネットワーク』による相談事業」における相談対応記録の情報共有機能
- ・ 月刊「大学と学生」のバックナンバーの閲覧機能
- ・ 機構で実施した学生生活支援事業の各種成果物等の情報集(「ピックアップ」コーナー)
- ・ リンク集

学識経験者等の協力を得て「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」を設置して調査研究を行い、その調査研究の成果を「大学における学生相談体制の充実方策について」として取りまとめ、平成 19 年 3 月に刊行物及び当データベースにおいて公表したほか、平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した「大学等の転入学に関する実態調査」の調査結果や、「大学等の地域的な連携を促進するための事業」において作成された成果物等について、当データベース等で公表した。

平成 20 年 10 月、「学生生活支援における情報提供事業関連アンケート」において、大学等の学生支援関係部署に対し、データベースの利用状況や要望、データベースから提供される情報の有用性の把握並びに、その構築に係る大学の労力と同データベースから得られる効果を評価するための調査を行うとともに、同データベースの広報・周知に努め、改善・見直しに着手した。

《中期計画》

学生のボランティア活動に関する情報を収集し、ガイドブック等により提供する。

《実績》

平成 16 年度には、大学等を調査対象とした「大学等におけるボランティア情報の収集・提供の体制等に関する調査」、平成 17 年度には、学生を調査対象とした「学生ボランティア活動に関する調査」、平成 20 年度には、「大学等におけるボランティア活動の推進と環境に関する調査」をそれぞれ実施し、調査結果を報告書に取りまとめ、全国の大学等及びボランティア関係団体等に配布するとともに、報告書の内容をホームページに掲載するなど広く情報提供を行った。

大学等における学生ボランティア活動を支援・促進するための事業として、平成 16 年度から毎年度「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を実施した。また、各年度ごとにその成果を報告書にとりまとめ、全国の大学等及びボランティア関係団体等へ配布するとともに、ホームページ等にも掲載した。なお、平成 19 年度は、名称を「学生ボランティア活動支援・促進の集い」と変更した。

年度	16	17	18	19	20
参加者数	181	201	191	155	133
満足度	87.7	90.2	93.6	97.3	100.0

平成 16～18 年度には、大学及びボランティア関係団体等との連携の下に、学生ボランティア活動の「きっかけ」を提供することを目的として、支部において、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を開催した。なお、目的を達成したこと及び事業の効率化・合理化の観点から、平成 18 年度をもってこれらを廃止した。

《中期計画》

学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。また、参加者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

《実績》

平成16年度～平成20年度において、「全国就職指導ガイダンス」を毎年度2回実施した。

- ・ 目的：大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実に資する。
- ・ 募集対象：大学・短期大学・高等専門学校の就職指導関係者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体

各年度における参加者数は次の表のとおり。

年度	16	17	18	19	20	
第1回	974	965	894	857	866	(名)
第2回	699	716	734	817	770	

各年度における参加者の満足度は次の表のとおり。

ガイダンス参加者にアンケートをとり、回収したアンケートのうち、1 十分満足した 2 概ね満足した 3 あまり満足できなかった 4 全く満足できなかった の4項目より1もしくは2を選択した回答の割合を満足度とする。

(満足度 = 1、2を選択した回答者数/全回答者数(%))

年度	16	17	18	19	20
第1回	85.3	86.4	92.4	94.0	90.6
第2回	88.9	89.7	90.7	88.5	90.2

《中期計画》

学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。

《実績》

コンソーシアムに対する協力状況

平成 16 年度に設立された「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいた」が円滑に事業運営できるよう、東海支部及び九州支部（大分事務所）において必要な協力を行った。

共同事業の実施状況

平成 17 年度以降、「大学等の地域的な連携を促進するための事業」を実施し、平成 17 年度は 4 支部、平成 18 年度は 10 支部、平成 19 年度及び平成 20 年度は 8 支部において、担当区域にある大学等の関係機関と連携し共同で事業を実施した。（平成 20 年度の事業実績は次の表のとおり）

支部名	事業名	関係機関
北海道支部	障害学生支援セミナー～障害学生に対する授業保障支援の取り組み・パソコンテイクー養成講座～	・札幌学院大学 ・要約筆記サークル「ふきのとう」
東北支部	学生対応事例研究会 発達障害学生への支援－大学職員に求められる連携と役割－	・みやぎ学生相談連絡協議会（東北大学、宮城大学、東北工業大学、東北学院大学） ・岩手大学
関東甲信越支部	保護者からの相談に対応する窓口担当者の手引きの作成	・関東地区学生生活連絡協議会
北陸支部	障害学生・生徒支援に関する実践的調査研究－ニーズの把握から支援学生の養成・派遣に至る一貫した取り組みを中心に、学生の他者支援力向上を目指して－	・金沢大学 ・北陸学院大学 ・大学コンソーシアム石川 ・大学コンソーシアム石川加盟高等教育機関 ・石川県聴覚障害者センター ・金沢市聴覚障害者福祉協会 ・石川県視覚障害者情報文化センター ・石川県教育委員会
東海支部	学生の悩み相談事業	・あいち学生支援コンソーシアム
近畿支部 (京都事務所)	聴覚障害学生支援ボランティア養成講座（ノートテイクー養成講座）	・財団法人大学コンソーシアム京都 ・京都市福祉ボランティアセンター ・社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
中国四国支部 (中国事務所)	大学等における発達障害のある学生の理解と修学支援促進事業	・広島大学 ・広島県発達障害者支援センター
中国四国支部 (四国事務所)	地域の教育プログラム開発力向上研修Ⅲ	・愛媛県内4大学インターンシップ連絡協議会（愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、松山東雲短期大学） ・えひめ若年人材育成推進協議会（ジョブカフェ愛work） ・NPO法人Eyes
九州支部 (福岡事務所)	大学における危機管理対策セミナー－疾病－	・九州大学健康科学センター ・九州地区大学保健管理研究協議会
九州支部 (大分事務所)	障害学生への修学等支援の取り組みについて	・大分大学、大分県立看護科学大学、日本文理大学、別府大学、立命館アジア太平洋大学、大分県立芸術文化短期大学、大分短期大学、東九州短期大学、別府大学短期大学部、別府講部学園短期大学、大分工業高等専門学校

《中期目標》

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

国の施策等に反映させるため、学生及び留学生の生活費や収入状況、民間等の奨学金事業の実施状況等に関し、調査研究を行うこと。また、調査研究の成果については、広く公開すること。

《中期計画》

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施

国の施策等に反映させるため、学生の生活費や収入状況等の生活実態、奨学事業の実情、各種学生支援ニーズの状況に関する基礎調査を行う。

《実績》

学生生活調査

隔年実施。1回目は平成16年度に実施し、調査結果については、平成18年度に記者会見、ホームページ及び刊行物により公表した。2回目は平成18年度に実施し、調査結果は平成20年4月に公表した。3回目は平成20年度に調査を実施した。

奨学事業実態調査

4年毎に実施。平成15年度に文部科学省が実施した予備調査を受け、平成16年度に本調査を実施し、平成17年度にホームページ及び刊行物により公表した。平成19年度には、予備調査を実施し、平成20年度は平成19年度に実施した予備調査の結果を基に、学生・生徒に学資金の給貸与を行っている奨学事業団体等に対し調査を実施した。また、調査結果の集計等を行い、公表等の準備を進めた。

留学生在籍調査

毎年実施。公表はマスコミへの資料配布、ホームページ及び刊行物により、各年度とも年度内に実施した。

その他学生支援に関する調査

平成16年度は新潟県中越地震の被災学生に対する特別配慮調査を実施し、非公開を希望する学校を除き、ホームページで年度内に公表した。また、平成17年度より毎年、外国人留学生の進路状況及び学位授与状況並びに協定等に基づく日本人学生の留学状況を調査し、各年度とも年度内にホームページにより公表した。

平成19年度は、韓国において政府機関等を訪問し、奨学制度の状況について調査を实

施し、報告書を取りまとめた。

平成 20 年度は、米国における奨学金制度の動向について、授業料の高騰等を背景とする奨学金制度の改善や、奨学金貸付市場の影響による制度改正等や、これらの連邦政府の制度改正等を受けた大学等の具体的な取組を把握し、今後の高等教育財政の施策の検討のためにアメリカ現地調査を 3 月に行った。

《中期計画》

学生支援に関する内外の関係機関との連携を強化し、情報入手のチャンネルの拡大や迅速化を図るとともに、共同研究を推進するなどして活動の深化を図る。

《実績》

以下のような事業等を通じて、関係機関等との連携を強化した。

- ・ 「学生支援情報データベース」に係る「大学等における学生生活支援の実態調査」の実施
- ・ 「大学における学生相談体制の整備に資する調査研究会」の開催
- ・ 「学生ボランティア活動に関する調査」の実施
- ・ 「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する全国実態調査」の実施
- ・ 「大学等における障害学生の修学支援の在り方について」(報告書)の公表
- ・ 「大学等の地域的な連携を促進するための事業」の実施
- ・ 「障害学生修学支援実態調査」の実施
- ・ 「障害学生修学支援ニーズ調査」の実施
- ・ 「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」の開催
- ・ 韓国において政府機関等を訪問し、奨学制度の状況について調査を実施した。年度内に調査報告書を取りまとめた。
- ・ 文部科学省が平成 19 年度から実施した「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の審査・評価、公表等に関する業務を実施した。具体的には、実施委員会及び実施委員会に置かれる各種委員会等を設置し、公正な審査を行った結果、実施委員会において 70 件の優れた取組が選定された。また、公表・普及事業として、選定された大学等の取組内容を掲載した事例集を発刊するとともに、全国 6 地区において選定された大学等による意見交換会(事例紹介の発表会)を開催した。

《中期計画》

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、引き続き関係機関と連携・協議しながら、機構の役割について調査、研究を進める。

《実績》

指導要録等の管理状況に関するアンケート調査、既に廃止（閉学）となった大学等の学籍簿管理実態調査を実施し、この結果を踏まえ、大学、行政機関及び私学団体の関係者から構成する「廃止大学等の学籍簿管理の在り方に関する研究協力者会議」を平成 17 年 3 月に設置した。同会議において課題等について協議した結果、廃止大学等の学籍簿等の管理については、日本私立学校振興・共催事業団が、学校法人（大学等）に対する経営支援と一体的に行うことが適切であるなどの成案を得、報告書「廃止大学等の学籍簿等管理の在り方について」を平成 17 年 5 月に取りまとめた。これにより、平成 17 年 10 月に、平成 16 年度に実施した指導要録等の管理状況調査等に係る資料を、日本私立学校振興・共催事業団に引き継ぎ、これ以降は、機構の役割としては、関係機関等から要請があった場合に、必要な協力を行うこととしたが、現在まで要請はない。

《中期計画》

(3) 心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施

心身に障害を持つ者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、関係機関と連携しながら支援情報の蓄積（データベース構築を含む。）を行う他、支部に非常勤のモニターを配置する等、広く新分野のニーズの発掘、調査を含む対応を進める。

《実績》

新たな支援分野として障害学生の修学支援に関する調査研究を関係機関等と連携し、支援情報の蓄積・提供を行った。また、先進的な取り組みを行っている大学等（モニター）とネットワークを構築して相談事業等を実施するとともに、新たなニーズを発掘するために実態調査、訪問調査、アンケート調査を行った。更に、発掘したニーズに対応するための研究会等を実施するなど障害学生修学支援を推進した。具体的な実施状況は下記のとおり。

ネットワーク事業

平成 16 年度に「障害学生の修学支援の在り方に関する研究協力者会議」を設置し、機構の取り組むべき今後の方向性について成案を得た。

これを踏まえ、平成 17 年度に「障害学生支援におけるネットワーク構築に関する準備

委員会」を設置し、高等教育では取組が遅れている障害学生の修学支援に関する事業の実施に向け協議を行い、報告書「大学等における障害学生の修学支援の在り方について」を取りまとめた。

さらに同報告書を踏まえ、平成 18 年 7 月より先進的な取組を行っている大学 6 校を「拠点校」、各拠点校を支援する障害者施策に係る専門的な 1 校・1 機関を「協力機関」として「障害学生修学支援ネットワーク事業」を開始し、10 月から全国の大学等に勤務する教職員からの悩み等に応える相談事業を開始した。この相談事業により、全国の大学等における課題等の蓄積を行うとともに、平成 19 年度からは「学生支援情報データベース」に本相談事業の相談対応記録の情報共有機能を追加して、各大学等の利用に供した。

また、拠点校が、平成 19 年度に 1 校、さらに平成 20 年度に 1 校加わり、体制の充実を図った。

訪問調査

平成 16 年度より、全国の大学等及び関係機関を訪問し、障害学生に関する大学等における支援の実態、課題及びニーズ等を調査した。

研究会

実態調査、訪問調査及びアンケート調査等から浮かび上がった現状、課題及びニーズ等に対応するため、関係大学等の協力を得て、各種研究会等を開催した。

- ・ 障害学生支援業務を担当しているコーディネーターの養成プログラムに関する研究会、研修会の開催

本研究会では、議論をもとに、具体的な支援業務の留意事項などをまとめた「障害学生修学支援担当者のための事例解説」を作成し、ホームページへの掲載や配布などにより、大学等の担当者の利用に供した。

- ・ 聴覚障害学生を支援しているノートテイカーの研修会実施や養成等に関する研究会、研修会の開催
 - ・ 障害学生支援に関わる業務歴が浅い職員に対する研修の在り方等に関する研究会の開催
- ・ 発達障害に関する講習会の開催

ホームページ

平成 17 年度より、ホームページに障害学生修学支援に関するコンテンツを立ち上げ、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校・協力機関をはじめとする大学及び関係機関等の取組について情報を発信し、障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動を開始した。平成 18 年度からは、新たに支援ツールやネットワーク相談事業に関する情報

を加え、各大学等の教職員の利用に供した。

実態調査

平成 17 年度に国の行政機関として初めて全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に障害学生の修学支援に関する実態調査を実施し、高等教育における障害学生の実態を明らかにするとともに、現状、課題及びニーズ等の把握を行った。以後、更なる現状等を把握するため、調査項目を見直しつつ、平成 18 年度、19 年度、20 年度と調査を行った。

支援メニュー

大学等における障害学生支援の充実に資するため、平成 18 年度に、障害学生を受け入れる際、どういった支援策が必要かメニュー形式で情報を提供した「障害学生修学支援メニュー」を作成し、ホームページに公開するとともに、冊子版を全国の大学等に配付した。平成 20 年度に「障害学生修学支援メニュー見直しに関する検討委員会」を設置し、障害種別ワ - キンググループにより専門的な観点から見直しを行った。

はじめて障害学生を受け入れるにあたって

大学等における障害学生支援の充実に資するため、平成 18 年度に「はじめて障害学生を受け入れるにあたって」(冊子版)を作成し、全国の大学に配付するとともに、ホームページに公開した。

FAQ

大学等における障害学生支援の充実に資するため、平成 18 年度に障害学生修学支援のために修学支援業務に関する基本的な疑問に答える「障害学生修学支援のための FAQ」を作成し、ホームページに公開し、さらに平成 20 年度には障害学生修学支援ネットワークによる相談事業で拠点校に寄せられた質問を追加更新した。

FD 研修、共催事業

大学等における障害学生支援の充実に資するため、(独)メディア教育開発センターと連携し、大学等の教職員を対象とする高等教育における障害者支援研修において、機構の障害学生修学支援の取組について講演や関西学院大学との主催によるシンポジウムを開催した。さらに平成 20 年度には拠点校・協力機関との共催・後援事業を行った。

厚生労働省・文部科学省

平成 19 年度に、厚生労働省の「平成 19 年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)」に「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対す

る修学支援状況調査・情報収集事業」が採択され、諸外国における現状の調査を行い、日本における現状と対比する報告書をとりとまとめた。

平成 20 年度には、文部科学省が公募する「障害学生受入促進研究委託事業」の委託事業に応募し、採択され、障害のある生徒の進学・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究を 7 大学に委託した。

《中期目標》

10 その他附帯業務

高校生等に対する学資金の貸与事業については、平成 17 年度入学生からは都道府県において事業が実施されることから、都道府県に対する技術的援助、助言、情報提供などを適切に行うこと。

《中期計画》

10 その他附帯業務

(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施

高校生等に対する奨学金の貸与・返還のモデルシステムの開発を行い、希望する都道府県に提供する。また、事務担当者を対象とする技術的助言等を行うための説明会等を主催するなどして、平成 17 年度以降の都道府県による高校奨学金事業が円滑に開始できるよう協力する。

《実績》

平成 16 年度においてモデルシステムの開発・提供状況について以下のとおり実施した。

5 月：高校奨学金移管支援委員会を設置

7 月：各県へ進捗状況を示す資料等を提示

(「モデルシステム開発の設計時方針等について」)

「機能概要一覧」「業務フロー」「開発スケジュール」「高校奨学金都道府県移管に関する各種統計資料」)

10 月：各県へプロトタイプを提示

(「画面遷移図」「ファイルフォーマット」「モデルシステムを利用する際の機器環境」に関する資料)

高校奨学金モデルシステムを開発

モデルシステム(CD-R)・操作方法について(冊子マニュアル)・技術者向け資料・関係資料を配布。

(29 府県が提供希望)

平成 17 年 3 月：市谷事務所で都道府県等の事務担当者を対象とした説明会を実施。

(21 府県が参加)

- ・平成 17 年度以降、高校奨学金事業が円滑に実施されるように、都道府県からの各種問い合わせに対応した。
- ・「高校奨学金都道府県移管に関する各種統計資料」を毎年度更新し、各都道府県の担当者に配布した。

《中期計画》

(2) 学生等の旅客運賃割引証に関する業務

学生等の旅客運賃割引証に関する業務を円滑に実施する。

《実績》

学生等の旅客運賃割引証の配付については、文部科学省及び JR と調整を図りつつ、大学等に対し使用状況及び使用見込み枚数の調査等を行い、配付業務を円滑に実施した。

《中期計画》

(3) 寄附金事業の実施

学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施する。

《実績》

寄附金受入状況

平成 16 年度実績	30,302,341 円(612 件)
平成 17 年度実績	29,048,038 円(809 件)
平成 18 年度実績	185,497,114 円(833 件)
平成 19 年度実績	107,089,484 円(915 件)
平成 20 年度実績	69,697,613 円(1,144 件)

優秀学生顕彰事業

平成 17 年度より、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績をあげた者を奨励・援助し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として実施した。

平成 17 年度実績	応募者数 148 件(51 件)
平成 18 年度実績	応募者数 80 件(51 件)
平成 19 年度実績	応募者数 117 件(69 件)
平成 20 年度実績	応募者数 156 件(84 件)

留学生・奨学生地域交流事業

地域における外国人留学生・日本人学生の交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的に、財団法人中島記念国際交流財団の助成を得て、「育英友の会」との共催により夏休み期間を利用して実施した。

《中期目標》

財務内容の改善に関する事項

(1) 収入の確保等

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図ること。

また、学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努めること。

《中期計画》

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

留学生寄宿舎の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。

《実績》

収入の確保状況

	留学生宿舎収入	日本語学校収入	日本留学試験検定料収入
平成 16 年度	1,096,803 千円	536,350 千円	377,196 千円
平成 17 年度	1,156,581 千円	518,048 千円	261,361 千円
平成 18 年度	1,109,563 千円	517,381 千円	314,650 千円
平成 19 年度	1,071,002 千円	492,025 千円	332,970 千円
平成 20 年度	1,055,245 千円	435,538 千円	353,911 千円

《中期計画》

寄附金の募集を行うとともに、寄附金を財源とした事業を実施する。

《実績》

平成 19 年度より奨学金返還完了者、返還免除者約 30 万人に対し、ハガキで通知文の中に寄附金の案内文を挿入し、寄附金の募集を行った。

平成 19 年度より業績免除認定者約 1 万 6 千人に対し、寄附金リーフレットを送付し、寄附金の募集を行った。

返還の手引きの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載し寄附金に対する周知を図った。

留学生と日本人学生が合宿による交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善をと相互理解を深めることを目的とした。「留学生・奨学生地域交流集会」を実施した。寄附金を財源として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績をあげた者を奨励・援助し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として優秀学生顕彰事業を実施した。

《中期計画》

学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

《実績》

財投機関債を発行し、また 19 年度以降は民間資金を借り入れ自己調達資金の確保に努めた。

財投機関債発行額実績

平成 16 年度	760 億円
平成 17 年度	1,100 億円
平成 18 年度	1,170 億円
平成 19 年度	1,170 億円
平成 20 年度	1,170 億円

民間資金借入額実績（年度末残高）

平成 19 年度	586 億円
平成 20 年度	1,549 億円

《中期目標》

(2) 業務における固定経費の節減

業務実施に当たっては、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図ること。

《中期計画》

(2) 業務における固定経費の節減

既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。また、留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度 1%以上の削減を図る。

《実績》

業務の効率化

業務を効率的、効果的に実施するために、適切な組織体制の構築（組織の統合、再編等）を行った（詳細は -2 組織の効率化（1）適切な組織体制の構築等を参照）
外部委託の拡大については、-1 業務の効率化（2）外部委託の推進を参照。

光熱水費（電気、ガス、水道、灯油、重油等）について、次の事項を実施、周知することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の削減を図った。

- ・ 冷暖房温度 クールビズ、ウォームビズの励行により適切に調整
- ・ パソコン、プリンター、コピー機 消し忘れを注意喚起
- ・ エレベーターの運転台数 業務に支障のない範囲で削減
- ・ 廊下、ロビー等共用部分の照明 業務上必要最小限の範囲で点灯
- ・ 温室効果ガス排出量 6%の削減を目指す取り組みを行う「チーム・マイナス 6%」の団体メンバーに登録 役職員の省エネルギーに対する関心を高める

情報化の推進について、次の事項を実施することにより業務の合理化を図った。

- ・ 機構内 WAN を構築し、グループウェアを導入することで効率的な情報の共有を可能とした。
- ・ 電子メールを利用可能とすることで、迅速な情報伝達を可能とした。
- ・ 文書決裁を電子化することで、円滑な事務処理を実現させた。

また、法人文書を電子化し一元化することで、効率かつ適切な文書管理を可能とした。

国際交流会館等の管理運営は、豊富なノウハウと利用者の特性に応じた、サービスの質の確保などにおいて実績のある財団法人日本国際教育支援協会に委託してきた。

国際交流会館等の管理運営に係る固定費（清掃、警備、施設運転・洗浄等維持、植栽管理、廃棄物処理等の業務をいう。）の対前年度削減率は、平成16年度4.5%、平成17年度1.1%、平成18年度2.1%、平成19年度6.4%、平成20年度2.9%減となった。

平成16年度	373,454千円	前年度比	4.5%減
平成17年度	369,368千円	前年度比	1.1%減
平成18年度	361,770千円	前年度比	2.1%減
平成19年度	338,738千円	前年度比	6.4%減
平成20年度	323,629千円	前年度比	2.9%減

（参考 15年度 391,197千円）

資産の有効活用の状況

下記の事項について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、取組を行った。

- ・ 東京国際交流会館プラザ平成の企画・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務の市場化テストの実施に向け、外部有識者からなる市場化テスト評価委員会を設置した。
- ・ 内閣府官民競争入札等管理委員会の審議を経て決定した実施要綱を踏まえ民間競争入札を実施し（入札参加者7社）、市場化テスト評価委員会における審査を経て平成20年3月に落札者を決定した。
- ・ 平成20年度においては大阪第二国際交流会館についても市場化テストを実施、平成21年3月に落札者を決定した。
- ・ 国際交流会館（留学生宿舎）の入居率は20年度平均87.7%で、19年度の86.8%を上回った。
- ・ 留学生宿舎の附属施設の施設稼働率は、43%であり、前年度を4ポイント上回った。
- ・ 入居率及び稼働率については、これらに関するアンケート調査を行い、管理運営上、利用者の特性、サービスの質を確保するための分析等を行った。
- ・ 市谷事務所と高円寺宿舎については、資産の在り方について検討を行った。
- ・ 高円寺宿舎については「職員宿舎のあり方検討のためのプロジェクトチーム」を設置して検討の結果、売却により同宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とするとの結論を得た。

随意契約見直し計画の実施状況

- 平成 19 年 2 月に「契約事務取扱細則」を改正し、随意契約によることができる基準を国と同額に改正、契約情報のホームページでの公表を規定した。また「政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」を改正し、契約情報の公表を官報のみならずホームページにても公表するように改正した。
- 19 年度においてはコンプライアンス・プログラムに「随意契約基準の遵守」を定め、国に準じた基準の遵守と契約結果の公表を実施することを規定した。
- 平成 19 年 12 月に「随意契約の見直し計画」を策定し、ホームページにおいて公表した。
- 見直しの結果、平成 19 年度の契約状況は次のとおりとなった。

<契約件数、金額の比較>

平成18年度

	366件	48.4億円
競争入札等	121件(33.1%)	19.8億円(40.9%)
企画競争・公募	6件(1.6%)	2.4億円(5.0%)
競争性のない随意契約	239件(65.3%)	26.2億円(54.1%)

平成19年度

	345件	49.6億円
競争入札等	178件(51.6%)	22.8億円(46.0%)
企画競争・公募	22件(6.4%)	4.0億円(8.1%)
競争性のない随意契約	145件(42.0%)	22.8億円(45.9%)

- 平成 20 年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報についてホームページに掲示した。
- 競争性のある契約方式への移行を推進するために、総合評価方式に係る実施要領、企画競争による公募に係る実施要領、参加者の有無を確認する公募に係る実施要領、複数年契約の締結における基準を定めた。

《中期目標》

(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

学資金貸与事業については、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うとともに、中期目標期間中の学資金の回収率を高め財務基盤の健全性を図ること。また、これまでの回収実績等を踏まえ、適正な貸倒引当金を計上すること。

《中期計画》

(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

学資金の回収率を向上させるため、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うほか、架電督促等業務の外部委託の拡大や、延滞債権管理システムの整備、学資金返還者の延滞状況等に配慮した返還計画の策定、指導・助言等により、返還金回収の体制を一層強化・充実する。

《実績》

平成 16 年度には、外部委託による督促架電の記録や返還者の状況等が搭載できるよう電算プログラムの改修を行い、返還者の状況に応じた対応を可能とした。

平成 17 年度には、民間基準に準拠した債権管理の方法として、金融庁による金融検査マニュアルを基準として、自己査定基準における債務者区分に基づいた債権の管理についての案を策定し、関係省庁と協議するとともに、電算プログラムの改修に着手した。

平成 18 年度には、金融検査マニュアルに基づき、自己査定基準などの債権管理に係る規程等の改正および新設等について検討を進めた。民間基準に準拠した債権管理の方法として、「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関する Q&A」に基づき、金融庁による金融検査マニュアルに準拠した債務者区分による債権の管理について検討。金融検査マニュアルに指示された自己査定基準における債務者区分に基づき、債権管理の電算プログラムの改修を進めた。

平成 19 年度には、新たな債務者区分に基づく債権管理を実施するための電算プログラムの稼動状況の検証作業を行い正常に稼動することを確認し、請求行為を実施するための準備を完了した。一方で、平成 18 年 12 月行政改革推進本部決定や平成 19 年 12 月閣議決定において回収強化が強く指摘されたことを受け、機構内に返還促進有識者会議を設置し、債権管理のあり方を含め返還促進に向けた検討を進め、このような状況を踏まえ、金融検

査マニュアルに準拠した新たな債務者区分に基づく債権管理は、20年度当初に予定しているこの有識者会議の報告後に関係省庁との調整を経て実施することとした。

従来の債権単位での区分から、金検マニュアルに準じた債務者単位での区分（正常先・要注意先・要管理先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先）に変更し、新たな債務者区分に基づく債権管理を実施するための諸規程及び電算プログラムを整備した。

また、平成20年3月貸与終了者で口座未加入の者（901件、64,439千円）に対して、新たな債権分類基準に基づいた請求行為を行った。

返還者個別の延滞状況に応じた返還指導を行うため、奨学金相談センター（平成18年度に「返還相談センター」に改称）を設置するとともに、各地域での法的処理に係る返還指導を徹底するために、地方ブロック支部に法務担当を配置した。

架電督促業務の外部委託の拡大については、リレー口座振替不能者への返還督促架電、リレー口座未加入者に対する加入督促架電、請求書送付に合わせた返還督促架電など要返還者数の増に対応する効果的な外部委託を実施し、法的処理の拡充に伴い増加する支払督促申立予告書発送後応答のない者に対しては、派遣職員を活用した申立移行前の督促架電を実施した。

《中期計画》

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

《実績》

平成20年度においては、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、従来の割賦区分による債権分類に基づく算定方法から、民間基準に準拠した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に変更し、貸倒引当金を計上した。

第一種奨学金

平成16年度決算額	802億円
平成17年度決算額	829億円
平成18年度決算額	875億円
平成19年度決算額	874億円
平成20年度決算額	796億円

第二種奨学金

平成 16 年度決算額	298 億円
平成 17 年度決算額	354 億円
平成 18 年度決算額	436 億円
平成 19 年度決算額	503 億円
平成 20 年度決算額	797 億円

《中期目標》

(4) リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする。

《中期計画》

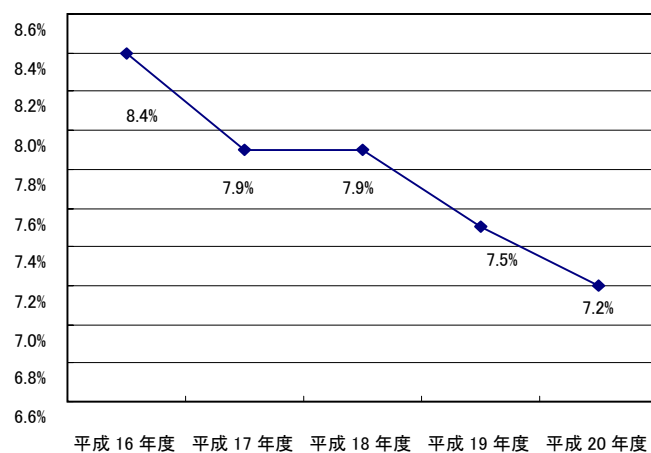
(4) リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする。

《実績》

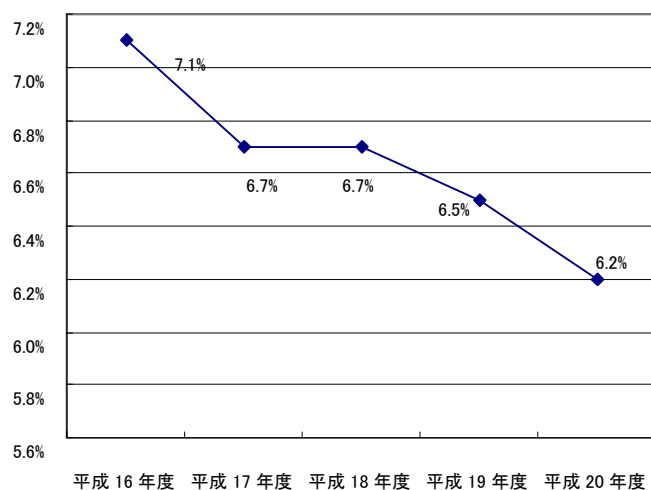
延滞者への回収強化策として、法的処理の拡充及び回収業務の外部委託等を推進することにより、3ヶ月以上の延滞債権の抑制を図った。

無利子学資金における3ヶ月以上の延滞債権



(参考)平成 15 年度実績 8.4%

有利子学資金における3ヶ月以上の延滞債権



(参考)平成15年度実績 7.0%

法的処理の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
支払督促申立予告	462件	4,167件	10,498件	35,165件	29,075件
支払督促申立	208件	454件	1,181件	2,857件	2,173件
仮執行宣言付支払督促申立	60件	157件	418件	785件	867件
強制執行予告	5件	9件	23件	23件	853件
強制執行申立	2件	6件	0件	1件	19件

回収業務に係る外部委託の実施状況

- ・ リレー口座振替不能者への返還督促架電、リレー口座未加入者に対する加入督促架電、更に延滞9月及び12月の未入金者への請求書送付に合わせた返還督促架電など要返還者数の増に対応する効果的な外部委託の実施により、リレー口座加入率の改善、請求の早期化、電話督促等を計画的に拡大、推進した。
- ・ また、従来の請求書送付のみの場合と請求書送付後の未入金者へ返還督促架電を実施した場合との比較、返還者が比較的在宅していると考えられる土・日曜日に架電をした場合としない場合の比較など、今後の返還促進の施策に必要な分析を実施しつつ、外部委託を進めた。
- ・ 法的手続きの拡大に対応するため、支払督促申立予告書発送後応答のない者に対して、派遣職員を活用した申立移行前の督促架電を実施し、債権回収額の増加につなげることができた。
- ・ 平成17年度から債権回収の委託を試験的に実施し、回収の効果について、機構が実施した場合との費用対効果の比較を継続して検証した。更に平成19年度においては、

シンクタンクに依頼した回収委託に係る費用対効果の調査・分析を踏まえ、債権回収委託を拡大した。

債権回収委託

- 平成 17 年度実施

延滞 2 年以上 3 年未満で入金履歴のない者

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
556件	201,225千円	273件 (49.1%)	74,706千円 (37.1%)	72件 (12.9%)	345件 (62.1%)

- 平成 18 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者等

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
4,011件	3,000,231千円	1,172件 (29.2%)	155,323千円 (5.2%)	85件 (2.1%)	1,257件 (31.3%)

延滞 2 年以上 3 年未満で入金履歴のない者等

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
3,026件	1,436,840千円	445件 (14.7%)	63,657千円 (4.4%)	44件 (1.5%)	489件 (16.2%)

- 平成 19 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
8,231件	1,382,317千円	1,814件 (22.0%)	222,042千円 (16.1%)	823件 (10.0%)	2,637件 (32.0%)

- 平成 20 年度実施

延滞 1 年以上 2 年未満で入金履歴のない者

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
9,011件	1,472,002千円	4,219件 (46.8%)	350,009千円 (23.8%)	104件 (1.2%)	4,323件 (48.0%)

《中期計画》

(5) 予算

別紙のとおり

《実績》

別紙 1 参照

《中期計画》

(6) 収支計画
別紙のとおり

《実績》

別紙 2 参照

《中期計画》

(7) 資金計画
別紙のとおり

《実績》

別紙 3 参照

《中期計画》

短期借入金の限度額

学資金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、6,300 億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、75 億円とする。

《実績》

第二種学資金の財源とするための短期借入金の最大月末残高

平成 19 年度実績	1,469 億円
平成 20 年度実績	2,839 億円

運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金については、該当なし。

《中期計画》

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産の処分等に関する計画はない。

《実績》

該当なし

《中期計画》

剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

《実績》

平成 20 年度においては、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、従来の割賦区分による債権分類に基づく算定方法から、民間基準に準拠した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に変更し、貸倒引当金を計上した結果、機構設立前に貸与された奨学金貸倒引当金繰入額が増加したため積立金の取崩を行った。

《中期目標》

その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。

《中期計画》

その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

機構の業務を総合的かつ円滑に実施するための本部施設その他必要となる施設の整備について検討する。また、全国的な宿舍ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舍提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。当面は、別紙のとおり既存の老朽化した留学生寄宿舍等の改修等を行う。

《実績》

施設の整備の検討のために、施設整備推進室を平成 17 年 4 月に設置した。

本部施設及び都内事務所については、耐震性能が著しく低い落合事務所の廃止に伴う移転を含め集約化等に係る全体計画を作成し、関係各所と調整を進めた。

落合事務所廃止に伴う事務所移転に必要な改修及び解体について整備を行った。

本部施設及び都内事務所の再編については、整理合理化計画における市谷事務所の保有資産の見直しの指摘を踏まえ、市谷事務所の保有形態別のコスト比較、都内事務所の集約化の効果と集約化後の施設利用の検討を行った。

平成 16 年度及び 17 年度に支部を活用して調査（地方公共団体、大学、不動産業者及び管理業者等の留学生への宿舍提供の実情及び今後の取組に関する調査等）を実施し、平成 18 年度から分析を行うと共に、機構の国際交流会館等について、不具合状況等を調査し長期的な整備計画案を作成し検討した。また、留学生の生活の安全・安心を維持するため施設点検のための保全マニュアルを作成した。

耐震指標が低い等の国際交流会館等については、必要な整備を行った。

震災で被害を受けた国際交流会館の改修工事を行った。

平成 20 年度 仙台第二国際交流会館及び福岡国際交流会館

機構が所有する全施設の居室等について吹付けアスベストは、必要な対策工事を行った。

《中期目標》

(2) 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。

《中期計画》

2 人事に関する計画

(1) 方針

明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。

これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。

《実績》

人事基本計画として、職員採用計画、人材育成計画、中期人件費管理計画、人事評価制度の実施計画を策定し、それぞれの計画において、具体的に目標を定めた。

キャリアパスについては、人事基本計画をもとに平成 16 年度に基本パターンを設定し、それを踏まえて職員の適性・能力の伸長と責任ある管理職層の育成、確保を図るため、階層別研修を含む研修計画の体系的実施ほか、業務経験から管理職養成までのキャリア形成計画を実施した。

職員採用計画の策定及び実施状況

新規採用・中途採用等の合理的・効果的实施と機構の将来を担う人材と専門的な能力を有する人材の確保、また、人材派遣の活用による業務の効率化を図るとした、平成 16 年度策定の職員採用計画に基づき、幅広い分野層から、年齢・学歴を問わずに募集を行い、新規学卒者を含む計画的な採用を行った。

また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係をはじめとする広範な分野において、経験者採用及び任期付採用等柔軟な採用を実施した。

なお、障害者の雇用促進の一環として積極的に障害者を採用した。

人材育成計画の策定及び実施状況

平成 16 年度に策定した人事育成計画(採用後の異動・適材適所配置方針、職員の専門性の強化ならびに人事交流計画)に基づき、次のように実施した。

- ・ 公正な人事評価の実施状況

- 昇任選考

- 昇任基準を機構内 LAN を通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平で納得のいく昇任選考を行った。

- 勤勉手当

- 6 月期及び 12 月期の勤勉手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100 分の 20 の範囲内で増額又は減額して支給した。

- ・ 職員研修計画の実施状況

- 評価者研修

- 公正な人事評価の実施及び責任ある管理職層の育成・確保に資するため、管理職研修として評価者研修を実施した。

- 階層別研修

- 管理職研修

- 管理職特別研修

- 係長研修

- 主任研修

- 新職員研修

- 出向者研修

- 分野別研修

- 職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した。

- 新たな人事評価制度の施行について

現在国家公務員で試行されている新たな人事評価制度の本格的な導入に合わせて導入することとし、当該制度への円滑な移行準備と試行のため、国における人事制度に係る研修等に参加した。

- ・ 人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、民間金融機関、機構と関係ある公益法人等と積極的な人事交流を実施した。

- ・ 女性幹部職員の登用状況

適材適所配置方針による幅広い人材活用の観点から、女性の登用に係る諸問題の分析を進め、女性職員を積極的に管理職員に登用したほか、管理職の前段階である課長補佐の登用・育成に努めた。

(参考)管理職以上の女性職員の占める割合

平成16年度	79人中 7人 (8.9%)
平成17年度	86人中 7人 (8.1%)
平成18年度	92人中 9人 (9.8%)
平成19年度	81人中 12人 (14.8%)
平成20年度	70人中 9人 (12.9%)

《中期計画》

(2) 人事に係る指標

中期目標の期間中、事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。

(参考1)

期初の常勤職員数

542人

期末の常勤職員数の見込み

500人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み

25,633百万円

《実績》

人員の抑制を図るため、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。

○役職員数（平成21年3月末現在）

役員数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
7	7	7	7	7

常勤職員数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
532	533	505	485	452

（毎年度末3月現在）

《中期計画》

(3) 専門性の強化、人材の育成

幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用及び任期付任用等の実施の具体化について検討を行い、採用計画を策定する。

《実績》

職員採用計画の実施状況

平成16年度に職員採用計画を策定し、それに基づき、幅広い分野層から機構の将来を担う人材を育成するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、新規学卒者を含む計画的な採用を行った。

また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係をはじめとする広範な分野において、経験者採用及び任期付採用等柔軟な採用を実施した。

なお、障害者の雇用促進の一環として積極的に障害者を採用した。

《中期計画》

職員の能力・適性に応じ、これらを伸張するための研修計画を作成し、実施する。

《実績》

職員研修計画の実施状況

・ 評価者研修

公正な人事評価の実施及び責任ある管理職層の育成・確保に資するため、評価者研修を実施した。

・ 階層別研修

管理職研修

管理職特別研修

係長研修

主任研修

新職員研修

出向者研修

- ・ 分野別研修
職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を実施した。

《中期計画》

職員の資質の向上を図るため、国、国立大学法人、公益法人等と幅広く人事交流を行う。

《実績》

人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人等と積極的な人事交流を実施した。

【平成 16-20 年度人事交流の実施状況（延べ人数）】

- ・ 機構から他機関への出向者 286 名
- ・ 他機関から機構への出向者 388 名

1. 予算

別紙1

平成16年度～平成20年度予算

(単位:百万円)

区 分	中期計画	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成16年度～平成20年度累計			
		予算	変更後予算	決算	予算	変更後予算	決算	予算	変更後予算	決算	予算	変更後予算	決算	予算	変更後予算	決算	予算	変更後予算	決算	
収入																				
借入金等	2,359,713	481,737	483,984	483,984	538,460	538,460	538,460	545,636	545,636	545,636	675,899	675,899	675,899	975,641	975,641	971,693	3,217,373	3,219,620	3,215,672	
運営費交付金	111,869	23,006	23,006	23,006	22,704	22,704	22,704	21,963	21,963	21,963	21,446	21,446	21,446	19,289	19,289	19,289	108,408	108,408	108,408	
高等学校等奨学金事業交付金	86,028	-	-	-	9,126	9,126	9,126	18,963	18,963	18,963	28,800	28,800	28,800	29,139	29,139	29,139	86,028	86,028	86,028	
国庫補助金	8,044	1,051	1,051	1,051	1,036	1,036	1,036	1,711	1,711	1,711	2,005	2,070	2,070	6,226	6,226	5,323	12,029	12,094	11,191	
育英資金返還免除等補助金	5,255	1,051	1,051	1,051	1,036	1,036	1,036	1,711	1,711	1,711	2,005	2,005	2,005	3,496	3,496	3,496	9,299	9,299	9,299	
大学改革推進等補助金	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	59	59	59	59	59	118	118	
障害者保険福祉推進事業補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	6	6	
外国人留学生支援事業費補助金	1,768	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	1,768	
奨学金業務システム開発費補助金	903	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	903	0	903	903	0	
施設整備費補助金	340	-	-	-	-	224	0	224	224	119	-	72	72	116	116	48	340	636	239	
受託収入	491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	114	98	377	377	266	377	377	364	
貸付回収金	1,417,397	231,144	231,144	233,768	244,744	244,744	264,796	273,247	273,247	288,435	298,502	298,502	320,629	333,839	333,839	356,700	1,381,476	1,381,476	1,464,328	
貸付金利息	66,372	10,471	10,601	10,739	10,792	10,863	11,223	11,135	11,935	12,166	12,093	12,093	13,772	13,856	14,897	16,633	58,347	60,389	64,533	
政府補給金	74,358	11,477	9,737	9,737	13,567	8,923	8,923	11,387	9,533	9,533	16,898	16,898	14,566	23,787	18,681	18,681	77,116	63,772	61,440	
事業収入	9,481	1,896	1,896	1,823	1,896	1,896	1,857	1,843	1,843	1,965	1,805	1,805	1,821	1,805	1,805	1,718	9,245	9,245	9,184	
雑収入	9,325	1,865	1,865	1,442	1,865	1,865	1,412	1,865	1,865	1,801	1,865	1,865	2,310	1,865	1,865	2,667	9,325	9,325	9,632	
計	4,143,418	762,647	763,284	765,550	844,191	839,842	859,538	887,975	886,921	902,293	1,059,312	1,059,564	1,081,484	1,405,940	1,401,875	1,422,157	4,960,065	4,951,486	5,031,022	
支出																				
学資金貸与事業費	3,322,824	682,032	684,280	659,928	741,915	741,915	724,991	780,978	780,978	781,787	821,535	821,535	825,025	901,329	901,329	892,496	3,927,789	3,930,037	3,884,227	
一般管理費	14,441	3,027	3,027	2,816	2,950	2,950	2,821	2,829	2,829	2,778	2,756	2,756	2,775	2,691	2,691	2,668	14,253	14,253	13,858	
うち、人件費(管理系)	6,847	1,456	1,456	1,278	1,456	1,456	1,317	1,422	1,422	1,343	1,389	1,389	1,288	1,357	1,357	1,214	7,080	7,080	6,440	
物件費	7,593	1,570	1,570	1,538	1,494	1,494	1,505	1,407	1,407	1,435	1,367	1,367	1,487	1,335	1,335	1,454	7,173	7,173	7,419	
業務経費	116,234	23,741	23,741	23,425	23,412	23,412	23,048	22,592	22,592	22,510	21,823	21,823	21,652	19,970	19,970	20,067	111,538	111,538	110,702	
貸与事業を除く事業費	88,336	17,964	17,964	17,880	17,721	17,721	17,780	17,345	17,345	17,471	16,822	16,822	16,861	14,935	14,935	15,055	84,787	84,787	85,047	
うち、人件費(事業系)	18,785	3,949	3,949	3,960	3,806	3,806	3,944	3,701	3,701	4,070	3,598	3,598	3,697	3,499	3,499	3,428	18,553	18,553	19,099	
物件費	69,551	14,015	14,015	13,919	13,915	13,915	13,836	13,645	13,645	13,401	13,224	13,224	13,164	11,436	11,436	11,627	66,235	66,235	65,947	
貸与事業業務経費	27,898	5,776	5,776	5,545	5,691	5,691	5,267	5,247	5,247	5,039	5,000	5,000	4,791	5,035	5,035	5,012	26,749	26,749	25,654	
特殊経費	-	-	-	-	104	104	104	250	250	254	537	537	462	297	297	113	1,188	1,188	933	
高等学校等奨学金事業移管業務費	86,028	-	-	-	9,126	9,126	9,126	18,963	18,963	18,963	28,800	28,800	28,800	29,139	29,139	29,139	86,028	86,028	86,028	
借入金等償還	464,390	43,306	43,306	43,306	56,026	56,026	56,026	69,046	69,046	69,046	180,304	180,304	180,304	428,626	428,626	429,196	777,308	777,308	777,878	
借入金等利息償還	140,730	21,947	20,225	19,795	23,885	19,615	19,615	22,279	21,494	21,494	29,889	29,889	27,932	37,553	34,457	34,077	135,553	125,680	122,913	
施設整備費	340	-	-	-	-	224	0	224	224	74	-	72	72	116	116	48	340	636	194	
大学改革推進等補助金経費	118	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59	58	59	59	56	59	118	114	
障害者保険福祉推進事業補助金経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	6	6	
外国人留学生支援事業費補助金経費	1,768	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,768	1,768	1,758	1,768	1,768	1,758	
奨学金業務システム開発費補助金経費	903	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	903	903	0	903	903	0	
受託経費	491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	114	98	377	377	266	377	491	364	
計	4,148,267	774,053	774,578	749,269	857,471	853,371	835,731	917,161	916,376	916,907	1,085,643	1,085,895	1,087,184	1,422,829	1,419,732	1,409,885	5,057,157	5,049,952	4,998,976	

※ 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

別紙2

平成16年度～平成20年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	中期計画	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成16年度～平成20年度累計	
		計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
費用の部													
経常経費													
一般管理費	14,441	3,027	2,809	2,950	2,808	2,829	2,754	2,756	2,723	2,691	2,675	14,253	13,769
業務経費	116,234	23,741	23,277	23,412	22,841	22,592	21,508	21,823	21,067	19,970	19,137	111,538	107,830
特殊経費(退職手当特別分・イクシス等)	-	-	-	104	104	250	254	537	462	297	113	1,188	933
減価償却費	0	0	13	0	26	0	164	0	276	0	415	0	894
財務費用	-	-	18	-	15	-	12	-	10	-	7	-	62
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益の部													
運営費交付金収益	111,869	23,006	22,997	22,704	22,657	21,963	21,140	21,446	21,012	19,289	18,632	108,408	106,438
自己収入(その他の収入)	18,805	3,761	3,233	3,761	3,290	3,708	3,602	3,670	4,044	3,670	4,332	18,570	18,501
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	3	0	117	0	214	0	288	0	622
臨時収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益	0	0	114	0	156	0	167	0	732	0	906	0	2,075
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総利益	-	-	114	-	156	-	167	-	732	-	906	-	2,075

※ 各欄積算の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

別紙3

平成16年度～平成20年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	中期計画	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度			平成20年度			平成16年度～平成20年度累計			
		計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	変更後計画	決算	計画	変更後計画	決算	計画	変更後計画	決算	
資金支出																	
業務活動による支出	3,682,865	730,612	705,794	853,331	837,113	918,370	916,283	1,044,080	1,331,224	1,332,841	2,045,870	2,046,848	1,840,136	5,592,263	5,880,385	5,632,167	
学資金貸与	3,322,824	682,032	660,149	742,136	726,177	782,152	782,620	822,368	822,368	826,048	902,352	902,352	892,653	3,931,040	3,931,040	3,887,647	
人件費支出	25,633	5,405	5,212	5,366	5,378	5,123	5,032	4,987	4,987	5,376	5,032	5,032	4,703	25,913	25,913	25,701	
短期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	286,892	286,892	790,399	790,399	602,193	790,399	1,077,291	889,085	
長期借入金の返済による支出	-	-	-	56,026	56,026	69,046	69,046	137,906	137,906	137,906	261,718	261,718	257,988	524,696	524,696	520,966	
支払利息	140,792	21,965	19,812	19,630	19,630	22,292	21,494	29,139	29,139	29,139	27,401	37,561	32,224	130,587	130,587	120,561	
高等学校等奨学金事業移管による支出	86,028	-	-	9,126	9,126	18,963	18,963	28,800	28,800	28,800	29,139	29,139	29,139	86,028	86,028	86,028	
その他の業務支出	107,588	21,210	20,621	21,048	20,775	20,794	19,128	20,880	21,131	20,419	19,669	20,647	21,236	103,601	104,830	102,179	
投資活動による支出	340	0	3,631	228	50	237	1,828	22	22	5,591	460	577	670	947	1,064	11,770	
財務活動による支出	465,062	43,440	43,453	139	158	176	176	173	173	192	214	214	256	44,142	44,142	44,235	
次期中期目標の期間への繰越金	23,289	16,731	52,031	22,218	75,572	30,591	64,626	31,987	32,111	53,710	28,551	28,551	66,731	-	-	-	
資金収入																	
業務活動による収入	1,783,364	280,910	283,786	840,054	860,819	889,485	903,532	1,018,051	1,305,246	1,326,568	2,029,682	2,030,660	1,854,030	5,058,182	5,346,355	5,228,735	
政府交付金による収入	86,028	-	-	9,126	9,126	18,963	18,963	28,800	28,800	28,800	29,139	29,139	29,139	86,028	86,028	86,028	
運営費交付金による収入	111,869	23,006	23,006	22,704	22,704	21,963	21,963	21,446	21,446	21,446	19,289	19,289	19,289	108,408	108,408	108,408	
政府補給金による収入	74,358	11,477	9,737	8,923	8,923	11,387	9,533	16,898	16,898	14,566	23,787	23,787	18,681	72,472	72,472	61,440	
国庫補助金による収入	8,044	1,051	1,051	1,036	1,036	1,711	1,711	2,005	2,070	2,070	5,264	6,226	5,323	11,067	12,094	11,191	
貸付回収金による収入	1,417,397	231,144	234,943	244,965	265,629	274,422	289,458	299,335	299,335	320,787	334,863	334,863	356,930	1,384,729	1,384,729	1,467,747	
短期借入による収入	-	-	-	-	-	-	-	58,592	286,892	286,892	790,399	790,399	602,193	848,991	1,077,291	889,085	
長期借入による収入	-	-	-	538,460	538,200	545,636	545,400	574,509	633,101	633,328	808,333	808,333	800,313	2,466,938	2,525,530	2,517,241	
貸付金利息	66,372	10,471	10,376	10,646	10,923	10,849	11,759	11,621	11,621	13,133	13,271	13,271	15,822	56,858	56,858	62,013	
その他の業務収入	18,805	3,761	4,673	4,193	4,277	4,553	4,745	4,846	4,969	5,448	4,977	4,977	6,074	22,330	22,453	25,217	
受託収入	491	-	-	-	-	-	-	-	114	98	361	377	266	361	491	364	
投資活動による収入	340	0	93	267	43	3,915	3,810	70	142	1,140	5	121	53	4,257	4,445	5,139	
施設整備費による収入	340	-	-	224	0	224	119	0	72	72	0	116	48	448	636	239	
その他の収入	-	-	-	43	43	3,691	3,691	70	70	1,068	5	5	5	3,809	3,809	4,807	
財務活動による収入	2,359,713	481,737	483,793	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	481,737	481,737	483,793	
前年度よりの繰越金	28,137	28,137	37,237	35,595	52,031	55,974	75,572	58,141	58,141	64,626	45,408	45,408	53,710	-	-	-	

※ 各欄積算の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。